

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700001	国土交通省、 財務省	(1)中小企業に国有河川敷地を 解放し、社会保障財源の収益効 果を高める。	国有財産法第22 条	地方公共団体等が普通財産を 公共性のある一定の用途に供 する場合には、無償貸付けがで きる。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放 要望の募集について(H16.9.21内閣 府規制改革・民間開放推進室公表) において、「単に税財源措置の優遇 を求めるものは、要望の対象といた しません」とされており、提案内容が 国有財産の無償貸付を求めるもの であれば、従来型の財政措置に該 当するため、検討要請の対象とは なり得ない。 なお、河川敷地の使用収益につ いては、河川法の適用を受けるもの であり、その利用条件に関する提案に ついては、当該法律を所管する国 土交通省において検討されるべき 問題と考える。		あり、再度、貴省からの回答をいただき たい。 『御省から回答通り、全国規模の規制 改革・民間開放の要望募集について (H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推 進室公表)において単に財源措置の優 遇を求めるものは要望の対象と致しま せんとされており、私の提案は検討の 対象としないとする判断は、国民の権利 憲法第16条請願権に対するの侵害と刑 法第19条公務員職権濫用罪になるの ではなからうかと懸念を持っている。この 事は財務省当局と私的書面を通し何度 か平成15年から16年に議論済みであ り、私の提案主旨は財政措置を講ずる ものであるが、単なる財政措置を講ずる ものではないとする私の意見に対して 同意したと受け取れる文章になっている 事は内閣府と確認済みである。これが 人事異動で判断が国民の請願事項を 無視されたと思わないで何といえるの か？少子高齢化とグローバル社会に対 する日本の状況変化に対して、肥大化 する社会保障財源を単なる消費税や所 得税等で負担を課せるだけでなく(河川 敷地や国有林の国有財産を有効に活 用し、社会保障財源を民間活力の利用 にて確保する提案の提案者に対する冒 涇であり愚弄するものである。上記の事 から10月30日NHKで構造改革に関する 番組の様に私も同席して、各省庁担当 と協議する場合、同席したい事を要望し たがそれは出来ないと言われた。その 様な事であれば納得の出来る公表され た書面での議論における回答を要求す る。』	f	-	「国の財産は、法律に基づく場 合を除く外、適正な対価なくして これを貸し付けてはならない」と 財政法に規定されており、国有 財産である国有河川敷地を使用 収益させる場合は、使用料(時 価)を徴することを基本としてい る。 本提案は、この使用料の減免 という単なる財政措置の優遇を 求めるものであるため、検討要 請の対象とはなり得ない。
z0700002	国土交通省、 財務省	(2)中小企業に国有河川敷地を 解放し、社会保障財源の収益効 果を高める。	国有財産法第22 条	地方公共団体等が普通財産を 公共性のある一定の用途に供 する場合には、無償貸付けがで きる。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放 要望の募集について(H16.9.21内閣 府規制改革・民間開放推進室公表) において、「単に税財源措置の優遇 を求めるものは、要望の対象といた しません」とされており、提案内容が 国有財産の無償貸付を求めるもの であれば、従来型の財政措置に該 当するため、検討要請の対象とは なり得ない。 なお、河川敷地の使用収益につ いては、河川法の適用を受けるもの であり、その利用条件に関する提案に ついては、当該法律を所管する国 土交通省において検討されるべき 問題と考える。		『要望者より以下のとおり再意見がきて あり、再度、貴省からの回答をいただき たい。 『御省から回答通り、全国規模の規制 改革・民間開放の要望募集について (H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推 進室公表)において単に財源措置の優 遇を求めるものは要望の対象と致しま せんとされており、私の提案は検討の 対象としないとする判断は、国民の権利 憲法第16条請願権に対するの侵害と刑 法第19条公務員職権濫用罪になるの ではなからうかと懸念を持っている。この 事は財務省当局と私的書面を通し何度 か平成15年から16年に議論済みであ り、私の提案主旨は財政措置を講ずる ものであるが、単なる財政措置を講ずる ものではないとする私の意見に対して 同意したと受け取れる文章になっている 事は内閣府と確認済みである。これが 人事異動で判断が国民の請願事項を 無視されたと思わないで何といえるの か？少子高齢化とグローバル社会に対 する日本の状況変化に対して、肥大化 する社会保障財源を単なる消費税や所 得税等で負担を課せるだけでなく(河川 敷地や国有林の国有財産を有効に活 用し、社会保障財源を民間活力の利用 にて確保する提案の提案者に対する冒 涇であり愚弄するものである。上記の事 から10月30日NHKで構造改革に関する 番組の様に私も同席して、各省庁担当 と協議する場合、同席したい事を要望し たがそれは出来ないと言われた。その 様な事であれば納得の出来る公表され た書面での議論における回答を要求す る。』	f	-	「国の財産は、法律に基づく場 合を除く外、適正な対価なくして これを貸し付けてはならない」と 財政法に規定されており、国有 財産である国有河川敷地を使用 収益させる場合は、使用料(時 価)を徴することを基本としてい る。 本提案は、この使用料の減免 という単なる財政措置の優遇を 求めるものであるため、検討要 請の対象とはなり得ない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
z0700001	国土交通省、 財務省	(1)中小企業に国有河川敷地を解放し、 社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040001	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・インタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	1	(1)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会 保障財源の収益効果を高める。	利益の50%以上を社会福祉法人の経営する 高齢者・障害者施設等の社会的弱者施設に 当てる事業者に対して、国有河川敷地を 100年間無償を含め安価で賃貸する。 目覚ましい経済発展の中国制度を日本経済 はすぐ活用出来る仕組みとして、中国は社 会主義で、土地の所有権は認めず100年 間、国が賃貸する為、道路や公共事業がや りやすく短期間で大型プロジェクトを実現 出来る。 上記制度を国有河川敷地や国有林に当てる	河川敷地・新幹線駅・高速道路・渡架橋等 の社会的財産を有効に利用し、地震・洪水 に強い強固な100年間建築保障構造物を建 設する事で22世紀の安全確保構造物町づく りモデルとする。 (1)29年前(昭和50年)に開通した新幹線 小倉駅と博多駅の間地点に仮称筑豊駅の 設置計画があるものを実現させる。 (2)上記(1)の同地横に九州高速道路が同時 期に開通している、その近隣地点にイン ターチェンジ設置計画があるものを実現さ せる。 (3)上記(1)(2)位置 より中間市役所橋との中間位置に鞍手町大 字小牧と北九州市八幡西区との渡架橋計画 が上記同時期あったものを実現させる。 (4)新しい橋や駅の構造物を利用してカジノ やエンターテイメント・スポーツビジネ スを含むレジャー産業施設を作る。	(1)前回まで2回に渡っての構造改革特区推 進室への構造改革特区・地域再生提案に対 して、単なる財政措置を講ずるものである との回答に対して、反論の意見書を別添資 料の様に送っているが、その回答がない中 で内閣府担当が人事異動で替わり、社会福 祉施設に特化した住みたくなる町づくり特 区・地域再生の具体的な提案として全国規制 改革民間開放提案とした一つの理由であ る。 (2)これらの事 業に関して国及び地方公共団体の事務事業 であり又、補助金等においても制限が行わ れ公的関与の強い市場である。これらを一 定の要件を満たした中小企業の起業家に対 して、ベンチャー支援の立場から民間に解 放して欲しい (3)こ れらの事業の地方公共団体は全額100%が税 金で行われる。私の提案は国より50%総事 業に対して助成して頂き後の50%は民間資 金(財投資金を捻出)を活用して行う為、 地方公共団体より財政削減が50%出来る。	【別添資料】 A051 A059 A095 A096 A098 A102 A107 A109 A177 A179 A181 A183	文書番号 A053 A097 A099 A103 A108 A176 A178 A180 A182
z0700002	国土交通省、 財務省	(2)中小企業に国有河川敷地を解放し、 社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040002	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・インタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	2	(2)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会 保障財源の収益効果を高める。	河川法・道路法・建築基準法・都市計画 法の弾力的運用とカジノ特別立法で、昨年 の11月・本年6月に応募している社会福祉 施設に特化した住みたくなる町づくり特 区・地域再生構想の実現を図る	(1)強い地域を作る社会福祉施設に特化し た住みたくなる町づくりで国内的地域間競 争や国家間の観光都市競争に得意業で勝て る強い地域にする (2)地域特化自然と言う美しい財産と勤勉 な労働力を生かし少子高齢化・グローバリ 化に対応した事業で経済の活性化を行う (3)歴史的発想の転換あらゆる価値観や歴 史観・人種に関係なく話し合いで知恵・情 報資金・土地・労働を出し合って美しい自 然と日本の伝統文化を生かした町並みにす る為、建築協定や特区規約を作り、地域の 伝統とアイデアを発信する (4)経済の循環性意識改革・個人資産を半 分以上持っている高齢者の現金や土地を 持っている裕福層の人々がカジノで現金を 使い遊び、分譲する、バリアフリーマン ションの住宅を購入したり、賃貸で収入を 得る事が社会貢献になる事をPRし積極的に 推進する	地球環境の汚染からか？最近の異常気候を 考えれば集中豪雨(水害)地震と数多く発 生し地域の安全・安心が懸念される。人類 が少なくとも永河期より生きてきた一万年 後は最低でも生きられる様に後生に残す事が 平和な現世を生きてきた人々の責任と義務 ではなからうかと思える。 その観点より、人類が最初に集落を形成し たとされる河川地域を現代日本建築・土木 最先端技術を発揮し、100年間安全・安心 を保証した構造物を作り22世紀をにらんだ 町づくりのモデルとする。	【別添資料】 A130 A167	文書番号 A163 A177

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700003	国土交通省、 財務省	(3)中小企業に国有河川敷地を 解放し、社会保障財源の収益効 果を高める。	国有財産法第22 条	地方公共団体等が普通財産を 公共性のある一定の用途に供 する場合には、無償貸付けがで きる。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放 要望の募集について(H16.9.21内閣 府規制改革・民間開放推進室公表) において、「単に税財源措置の優遇 を求めるものは、要望の対象とい たしません」とされており、提案内容が 国有財産の無償貸付を求めるもの であれば、従来型の財政措置に該 当するため、検討要請の対象とは なり得ない。 なお、河川敷地の使用収益につ いては、河川法の適用を受けるもの であり、その利用条件に関する提案に ついては、当該法律を所管する国 土交通省において検討されるべき 問題と考える。		おり、再度、貴省からの回答をいただき たい。 『御省から回答通り、全国規模の規制 改革・民間開放の要望募集について (H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推 進室公表)において単に財源措置の優 遇を求めるものは要望の対象と致しま せんとされており、私の提案は検討の 対象としないとする判断は、国民の権利 憲法第16条請願権に対する侵害と刑 法第19条公務員職権濫用罪になるの ではなからうかと懸念を持っている。この 事は財務省当局と私的書面を通し何度 か平成15年から16年に議論済みであ り、私の提案主旨は財政措置を講ずる ものであるが、単なる財政措置を講ずる ものではないとする私の意見に対して 同意したと受け取れる文章になっている 事は内閣府と確認済みである。これが 人事異動で判断が国民の請願事項を 無視されたと思わないで何といえるの か？少子高齢化とグローバル社会に対 する日本の状況変化に対して、肥大化 する社会保障財源を単なる消費税や所 得税等で負担を課せるだけでなく(河川 敷地や国有林の国有財産を有効に活 用し、社会保障財源を民間活力の利 用にて確保する提案の提案者に対する冒 涇であり愚弄するものである。上記の事 から10月30日NHKで構造改革に関する 番組の様に私も同席して、各省庁担当 と協議する場合、同席したい事を要望し たがそれは出来ないと言われた。その 様な事であれば納得の出来る公表され た書面での議論における回答を要求す る。』	f	-	「国の財産は、法律に基づく場 合を除く外、適正な対価なくして これを貸し付けてはならない」と 財政法に規定されており、国有 財産である国有河川敷地を使用 収益させる場合は、使用料(時 価)を徴することを基本としてい る。 本提案は、この使用料の減免 という単なる財政措置の優遇を 求めるものであるため、検討要 請の対象とはなり得ない。
z0700004	国土交通省、 財務省	(4)中小企業に国有河川敷地を 解放し、社会保障財源の収益効 果を高める。	国有財産法第22 条	地方公共団体等が普通財産を 公共性のある一定の用途に供 する場合には、無償貸付けがで きる。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放 要望の募集について(H16.9.21内閣 府規制改革・民間開放推進室公表) において、「単に税財源措置の優遇 を求めるものは、要望の対象とい たしません」とされており、提案内容が 国有財産の無償貸付を求めるもの であれば、従来型の財政措置に該 当するため、検討要請の対象とは なり得ない。 なお、河川敷地の使用収益につ いては、河川法の適用を受けるもの であり、その利用条件に関する提案に ついては、当該法律を所管する国 土交通省において検討されるべき 問題と考える。		おり、再度、貴省からの回答をいただき たい。 『御省から回答通り、全国規模の規制 改革・民間開放の要望募集について (H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推 進室公表)において単に財源措置の優 遇を求めるものは要望の対象と致しま せんとされており、私の提案は検討の 対象としないとする判断は、国民の権利 憲法第16条請願権に対する侵害と刑 法第19条公務員職権濫用罪になるの ではなからうかと懸念を持っている。この 事は財務省当局と私的書面を通し何度 か平成15年から16年に議論済みであ り、私の提案主旨は財政措置を講ずる ものであるが、単なる財政措置を講ずる ものではないとする私の意見に対して 同意したと受け取れる文章になっている 事は内閣府と確認済みである。これが 人事異動で判断が国民の請願事項を 無視されたと思わないで何といえるの か？少子高齢化とグローバル社会に対 する日本の状況変化に対して、肥大化 する社会保障財源を単なる消費税や所 得税等で負担を課せるだけでなく(河川 敷地や国有林の国有財産を有効に活 用し、社会保障財源を民間活力の利 用にて確保する提案の提案者に対する冒 涇であり愚弄するものである。上記の事 から10月30日NHKで構造改革に関する 番組の様に私も同席して、各省庁担当 と協議する場合、同席したい事を要望し たがそれは出来ないと言われた。その 様な事であれば納得の出来る公表され た書面での議論における回答を要求す る。』	f	-	「国の財産は、法律に基づく場 合を除く外、適正な対価なくして これを貸し付けてはならない」と 財政法に規定されており、国有 財産である国有河川敷地を使用 収益させる場合は、使用料(時 価)を徴することを基本としてい る。 本提案は、この使用料の減免 という単なる財政措置の優遇を 求めるものであるため、検討要 請の対象とはなり得ない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0700003	国土交通省、財務省	(3)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040003	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・インタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	3	(3)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	<p>〔地方自治体事業を民間事業者に開放〕 29年前(昭和50年)に開通している新幹線や高速道路・遠賀川河川敷地という社会的財産を有効に利用して新幹線新駅仮称筑豊駅・高速道路インターチェンジ・新しい渡架橋を作る構造物を利用してカジノやエンターテイメント・スポーツビジネス施設を河川敷地内周辺に作り、日本一の石炭産業として栄えた産炭地の地域再生地域に認定して頂き、中小企業が社会保証財源を自主的に確保する。社会的使命と経営能力を併せ持つビジネスモデル事業者の認定を頂きたい。</p>	<p>(1)〔単純なる慈善事業では経済改革・雇用創出は出来ない〕 社会的弱者の福祉を充実させる資金財源は社会的強者とされる者の福祉カジノやエンターテイメント・スポーツビジネス等の経済活動における利益の一部納付を義務付け民間が主導的に運営する (2)〔農業の発想転換(構造改革)を実行する〕 河川敷地遊休地・休耕田を利用して、高齢者の健康増進の一つとして無農薬・有機法で環境を考えた安全・高付加価値商品を限定産出する仕組みを作り、農業のグローバル化に対応する。 (3)〔都市と地方のインフラ整備の格差を是正する〕 自然と近代(構造物)の共生する町づくりを行う手段として遅れた下水道整備・農水路整備を早期に実現させる (4)〔新規事業者育成〕 国や地方自治体と不公平な競争条件で競争しなければならない事業を一定の要件を満たした、中小企業の新規事業者に対して官制市場を開放する</p>	<p>(1)民間事業者がよい計画を立案したとしても地方公共団体が策定した都市計画に受け付けられなかった場合は実現する可能性が低い 構造改革は現状を改善する事であり総論賛成各論になると既得権益に対して抵抗がある為、地方自治体においては、構造改革に対する理解が少くない 現実問題として、平成元年より私は前鞍手町町長より当計画原案を聞き平成元年から2年に掛けて当時の建設省道路課長と50~70時間PFI事業における民間活力を利用する事で肥大化した財政を削減する事の議論と陳情を行った</p>	<p>【別添資料】 A060 A062 A064 A065 文書番号 A061 A063 A180</p>
z0700004	国土交通省、財務省	(4)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040004	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・インタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	4	(4)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	<p>世界一(ギネスブック)の世界遺産・日本建築コピーイメージで河川施設を作り観光立国のシンボルにする(厳島神社をイメージ) 生命や財産を洪水から守る為に河川の改修事業の一つとして強固な構造物を同時に作る事で川と水を安全に流す事業が効果的・効率的に出来る 新しい橋を作る場合(遠賀川大橋(中間市役所前))長さ327mの場合、全体事業費60億円、橋本体のみ46億円(旧渡架橋撤去費)の費用を有効に使用する事で全体事業費の効率を高める 介護・医療・教育・環境・農業とレジャー産業の一体的町づくり事業で地域再生・雇用の確保を図り、少子高齢化社会とグローバル社会に対応する</p>	<p>新渡架橋(鞍手と北九州八幡西区を結ぶ地点)を利用して日本の世界的遺産・神社・寺院をイメージした強大建築物コピー内にカジノ・エンターテイメントビジネスを行う 新幹線駅・インターチェンジより新渡架橋(カジノ・エンターテイメント)までの間の河川敷地内をスポーツビジネス・家畜園・高齢者の健康増進用有機農園に利用する スポーツビジネス施設は多目的施設にする(野球・サッカー・バスケット・バレー・ラグビー・格闘スポーツ等)その周辺には保育園・医療機関・法政大学の通信学部スタジオ教育施設・高齢者・優良賃貸住宅・分譲住宅等の総合町づくり施設にする事で交通やその他機能の利便性・安全性・効率性を高める</p>	<p>各省庁・各地方自治体の権益に対する抵抗はすざましいものである。私は平成元年より行政改革の必要性を訴えている為か社会福祉法人を取得するまで13年と2億円の資金を使った為、老人デイサービスセンターのみしか開設出来なかった 平成8年~10年当時通産省・経済産業政策局地域振興係長は「行政の費用で調査・研究を行わなければならない事を本当に費男がレポート通り実施してきたと言う事が事実であれば法律を作る」と言って頂き、社会福祉法人認可を平成13年9月取得するアドバイスを頂き感謝をしている 平成8年~平成13年にかけてPFI事業での社会福祉施設集積所計画書を鞍手町へ提出したが財政難の為、負担金を助成する事が出来ないで受け付ける事が出来ないと言われた 平成14年9月から総理大臣目安箱へ行政・特殊法人の不作為や契約違反の実態をレポートする(24ヶ月間でA4・2500ページ)</p>	<p>【別添資料】 A041 A042 A043 A044 A045 A046 A047 A048 A049 文書番号 A042 A044 A047 A049</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0700005	財務省	財投資金の活用を一定要件を満たした中小起業家に直接民間銀行を通して活用出来る様にする。	財政融資資金法	財政融資資金の貸し付け対象は、国・地方公共団体及び特別の法律により設立された法人で民間出資のないものに限定されている。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放要望の募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において「単に税財源措置の優遇を求めるものは、要望の対象といたしません」とされており、財政融資資金の貸し付けは、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。		要望者は以下のとおり要望しているもので、要望者の意図も踏まえ改めて回答されたい。 御省から回答通り、全国規模の規制改革・民間開放の要望募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において単に財源措置の優遇を求めるものは要望の対象と致しませんとされており、私の提案は検討の対象としないとする判断は、国民の権利憲法第16条請願権に対する侵害と刑法第19条公務員職権濫用罪になるのではなかろうかと懸念を持っている。この事は財務省当局と私的書面を通し何度か平成15年から16年に議論済みであり、私の提案主旨は財政措置を講ずるものであるが、単なる財政措置を講ずるものではないとする私の意見に対して同意したと受け取れる文章になっている事は内閣府と確認済みである。これが人事異動で判断が国民の請願事項を無視されたと思わないで何といえるのか？少子高齢化とグローバル社会に対する日本の状況変化に対して、肥大化する社会保障財源を単なる消費税や所得税等で負担を課せるだけでなく(河川敷地や国有林の国有財産を有効に活用し、社会保障財源を民間活力の利用にて確保する提案の提案者に対する冒涇であり愚弄するものである。上記の事から10月30日NHKで構造改革に関する番組の様に私も同席して、各省庁担当と協議する場合、同席したい事を要望したがそれは出来ないと言われた。その様な事であれば納得の出来る公表された書面での議論における回答を要求す	f	-	財政融資資金法第10条において、財政融資資金を運用することができる先は国、地方公共団体及び特別の法律により設立された法人で民間出資のないものに限定されている。 したがって、本提案は、単に新たな財政措置の優遇を求めるものであるため、検討要請の対象とはなり得ない。
z0700006	金融庁、財務省	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化		「資本取引の状況に関する特別の報告」は、外為法第55条の8の規定に基づく命令の規定により報告者を指定し、報告者に対し個別通知により報告を求めている。	報告先・報告様式の本化についてはc	電磁的方法による報告についてはe	要望のあった報告と届出は、下記のとおり、利用目的や徴求内容が異なることから、一本化を図ることは困難であるが、このうち「資本取引の状況に関する特別の報告」については、電磁的方法(インターネット)による報告が平成15年3月より可能となっており、要望は満たされている。 なお、「資本取引の状況に関する特別の報告」は、資産凍結等の実施状況を把握するため、タリバーン関係者等からの預り金残高及び信託残高の状況に限定している。なお、電磁的方法(インターネット)による報告は既に可能である。		要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい(スケジュール<結論時期>も示されたい)。	電磁的方法による報告についてはe	報告先・報告様式の本化についてはc	財務省が求めている「資本取引の状況に関する特別の報告」については、既に平成15年3月より、電磁的方法(インターネット)による報告が可能となっている。なお、同報告については、国際約束(国際連合安全保障理事会決議)を誠実に履行する観点から、資産凍結等の実施状況を把握するため、金融機関に対し、タリバーン関係者等からの預り金残高及び信託残高の状況を求めている。他方、金融庁が求めている「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出」については、組織的犯罪処罰法に基づく届出義務の履行を促す観点から、金融機関に対し、タリバーン関係者等との取引の有無を調査の上、その調査結果を求めているものであり、両者はそもそも徴求目的や徴求内容が異なることから、提出先及び様式の本化を図ることは困難である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700005	財務省	財投資金の活用を一定要件を満たした中小起業家に直接民間銀行を通して活用出来る様にする。	5004	50040012	11	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・インタープライズ(株) (有) かじと 梶栗俊郎	12	財投資金の活用を一定要件を満たした中小起業家に直接民間銀行を通して活用出来る様にする。	政府系銀行からも助成金を受ける事業に関しては、利率等も同条件で借入れが出来る様にして欲しい(時間の削減) 債券発行や貸し出しに関して、地方公共団体との要件を同様にして、行政との競争条件を同じにして欲しい 民間でやれる事業は民間で行い、透明性の確保から効率や効果を上げ、行政サービスのさらなる向上を求める	(1)国有河川敷地・新幹線新駅・高速道路インターチェンジ新渡架橋・風力発電施設・介護施設等の調査・設計等に事務経費がかかる。これらの費用に関して助成金が出るまで財投資金を1ヶ月以内で使用出来る様に認定して欲しい (2)東京都荒川区南千住7丁目23-18メゾンエクレール南千住マンションを特別養護老人ホーム・デイサービスセンターへ大規模改装・改造計画実現の調査費に財投資金活用を認定して欲しい (3)福岡県福岡市東区箱崎1丁目15-23ホワイトパレス箱崎 特別養護老人ホーム デイサービスセンター 保育所(児童館)への大規模用途変更・改装計画実現での財投資金活用を認めて欲しい	別途資料通り内閣府PFI担当へ平成13年5月に計画書提出してから3年と5ヶ月(41ヶ月)内閣府広報室へレポートを送付してから2年余り資金が止められている (2)各債権者より三つの民事裁判で債務不履行の訴訟の被告人であり、今までは私個人資産を売却して、金融機関の借入れや債権者の支払いを今年の9月14日まで行ってきたが個人資産を全部使用してしまい9月15日から債務返済が出来なくなった (3)政府系金融機関や民間金融機関は助成金が出る認定を早めてもらい確認されれば融資を開始するとの回答 ・上記の理由から助成金が16年予算より出来る事を竹中大臣が8月にTV各局で表明されている別枠予算の認定を早め実現して頂きたい。	【別添資料】 A133 A141 A146 1-6 文書番号 A134 A143 A149
z0700006	金融庁、財務省	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化	5007	50070029	11	社団法人第二地方銀行協会	29	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化	報告先・報告様式を一本化するか、電磁的方法(インターネット)による報告を可能にする。		財務省に対する「資本取引の状況に関する特別の報告」と金融庁に対する「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出」がほぼ同じ内容になっている。これを一本化することにより、事務の軽減になる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700007	財務省	租税条約に関する届出の簡素化			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		要望は、税の減免を求めるものではなく、ビジネスの実態に鑑み、提出時期の見直し、提出書類の簡素化等を求めるものである。要望の趣旨等を踏まえ、再度検討し、示されたい。	f	-	税制は規制の対象外であり、税制上の手続きについても税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とならない。 なお、平成17年度税制改正の大綱では、条約届出書の提出の際に添付すべき居住者証明書について、源泉徴収義務者への提示等、一定の要件の下で、その添付があったものとみなす措置を講ずることとされている。
z0700008	財務省(外務省)	租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0700007	財務省	租税条約に関する届出の簡素化	5008	50080001	11	企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	1	租税条約に関する届出の簡素化	<p>米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。</p> <p>今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。</p> <p>しかしながら、特に使用料については一律源泉地国免税との趣旨ではあるが、実際に税の免除を受けようとする場合には、税務署に一連の租税条約に関する届出書を提出する必要があるが、その届出書類も旧条約下で税の軽減を受ける場合よりも煩雑なものとなっている。これら書類整備や手続き等のため、契約から使用料の支払いまでに2-3ヵ月以上を要する場合も有る。これらのタイムラグはビジネス上の大きな制約であり改善が求められる。</p> <p>具体的には、「租税条約に関する届出書(様式3)」については、現在、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、日米の関係者双方による書類作成およびデリバリーに通常2-3週間程度を要することから、今回の迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。</p> <p>また、「特典条約に関する付表(様式17)」については、これに居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、上記の様式3と合わせて、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、居住者証明書の取得には通常2-3ヶ月程度を要することから、上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、居住者証明書を居住地国の権限ある当局から受領後速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。</p> <p>さらに、上記様式17に添付する居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書については、これを原本でなくてはならないとされているが、これも上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて原本の写しで可とする方向で見直しが必要である。</p>		<p>米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。</p> <p>今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。</p> <p>しかしながら、特に使用料については一律源泉地国免税との趣旨ではあるが、実際に税の免除を受けようとする場合には、税務署に一連の租税条約に関する届出書を提出する必要があるが、その届出書類も旧条約下で税の軽減を受ける場合よりも煩雑なものとなっている。これら書類整備や手続き等のため、契約から使用料の支払いまでに2-3ヵ月以上を要する場合も有る。これらのタイムラグはビジネス上の大きな制約であり改善が求められる。</p> <p>具体的には、「租税条約に関する届出書(様式3)」については、現在、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、日米の関係者双方による書類作成およびデリバリーに通常2-3週間程度を要することから、今回の迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。</p> <p>また、「特典条約に関する付表(様式17)」については、これに居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、上記の様式3と合わせて、使用料の支払いをする前日までにその支払者の所轄税務署長に提出することになっているが、居住者証明書の取得には通常2-3ヶ月程度を要することから、上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて送金後、居住者証明書を居住地国の権限ある当局から受領後速やかに提出することで可とする方向で見直しが必要である。</p> <p>さらに、上記様式17に添付する居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書については、これを原本でなくてはならないとされているが、これも上記同様条約の趣旨に鑑み、せめて原本の写しで可とする方向で見直しが必要である。</p>	
z0700008	財務省(外務省)	租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除	5008	50080002	11	企業の資金調達の円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	2	租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除	<p>米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。</p> <p>今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。</p> <p>しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。</p> <p>一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する利子や金融機関に開く債券の利子については源泉徴収免除となっていることとの比較においても、著しく不利な条件となっている。</p> <p>これらはわが国企業のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米国が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループ企業に比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。)</p> <p>今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダー・ペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。</p>		<p>米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。</p> <p>今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。</p> <p>しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。</p> <p>一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する利子や金融機関に開く債券の利子については源泉徴収免除となっていることとの比較においても、著しく不利な条件となっている。</p> <p>これらはわが国企業のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米国が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日米間で利子の源泉課税があることにより、米国において活動する欧州グループ企業に比して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。)</p> <p>今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダー・ペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0700009	財務省	「みりん」について販売上の表示義務対象からの除外	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6 未成年者の飲酒防止に関する表示基準(平成元年国税庁告示第9号)の4 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第8篇第1章第86条の6関係4	みりん等の専ら料理用に限定して消費されている酒類については、他の酒類と別の陳列棚等に陳列され、かつ、当該陳列棚等に陳列されているみりん等の陳列箇所に「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示が明瞭に行われている場合には、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨表示を行わないこととしている。	e	-	みりん等の専ら料理用に限定して消費されている酒類については、他の酒類と別の陳列棚等に陳列され、かつ、当該陳列棚等に陳列されているみりん等の陳列箇所に「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示が明瞭に行われている場合には、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨表示を行わないこととしている。したがって、みりんを陳列している箇所に「みりん」と表示されれば、「これはお酒です」との表示は不要である。		止に関する表示基準(平成元年国税庁告示第9号)によりますと、みりんの容器又は包装に対する表示については、調味料として用いられることであれば、省略できることになっています。そこで、みりんには「未成年者の飲酒は法律で禁じられていない」との表示がないので、その商品に「これはお酒です」、或いは「みりん」の表示をする必要がないと思われます。また、みりん等の専ら料理用に限定して消費される酒類とは、飲用を前提としていないので酒税の保全は別として、表示しないことが未成年者飲酒禁止法にも抵触しないと思われます。」との意見であるが、貴庁の見解を伺いたい。なお、料理酒やみりんは、調味料であり、販売時には、調味料の分類により、販売しているため、「これはお酒です」、「料理酒」等の表示を別途することは、掲示スペースの問題もあり、陳列の支障もある。商品自身にも、酒類である旨の表示もことから、陳列時の表示について、省略することの問題について、見解を伺いたい。	C	-	未成年者の飲酒防止に関する表示基準については、アルコール飲料としての酒類の特性にかんがみ、酒類販売業者及び消費者に対して未成年者の飲酒防止に関する啓発を図り、もって未成年者の飲酒の防止等に資することを目的としているものである。 みりん等についても原則として表示義務の対象となるが、調味料として用いられることが明らかなみりん等については、その取引形態等からみて、専ら料理用に限定して消費されていると認められるものは「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の酒類の容器及び包装に対する注意表示を省略しても差し支えないこととしている。 酒類小売売場における表示についてもみりん等については、酒税法における「酒類」がアルコール度数1度以上の飲料であり、上記みりん等についても、飲料として消費されている場合もことから、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「酒類業組合法」という。)に基づき「酒類の容器又は包装等に対する「みりん」等の酒類の種類の表示に加え、酒類小売売場の陳列場所において、「これはお酒です。」「みりん」等の酒類である旨の売場表示を行うことが適当との考えから、他の酒類と別の陳列棚、陳列ケースその他の商品を陳列するための設備に陳列され、かつ、当該陳列棚等に陳列されているみりん等の陳列箇所に「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示が明瞭に行われている場合には、酒類の容器又は包装に対する表示とは異なる「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を省略しても差し支えないこととしている。 なお、「みりん」等の表示については、文字のポイントを定めず、文言の表示が明瞭に行われていることとしており、表示スペースの状況等を勘案し工夫すれば特に問題が生じるとは考えない。(既に表示している売場等を参考にしたい。)また、表示しないことが未成年者飲酒禁止法にも抵触しないと思われるとの意見については、未成年者飲酒禁止法の所管官庁ではない国税庁としては、当該未成年者の飲酒防止に関する表示基準は、酒税の保全及び酒類業組合法等に関する法律第86条の6第1項の規定に基づき、国税庁告示によって定められたものであると申し上げるしかない。
z0700010	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	(制度官庁において記入)	人事院からの通知を受け、募集にあたってはハローワーク等を通じ適切な公募の方法により行っている。	(制度官庁において記入)	(制度官庁において記入)	(制度官庁において記入)	制度官庁において、業者登録制度等を整備することになれば、それら制度の活用を検討。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700009	財務省	「みりん」について販売上の表示義務対象からの除外	5036	50360011	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	11	「みりん」について販売上の表示義務対象からの除外	現在、みりんは酒税法上の酒類として分類され、販売場所においても他の食品とは違った「これはお酒です」の表示が義務付けられています。徴税対象の酒類であることは当然としても用途が調味料であることからこうした表示義務の対象から除外していただくことを要望します。	みりんの売場における「これはお酒です」の表示からの除外	みりんは大多数が調味料として認識され、アルコール分が含まれていることは知られていますが、生活者感覚では「調味料」として認識されています。したがって、未成年の飲酒防止や健康管理の側面からも飲酒は考えにくく、こうした表示で注意を喚起すべき対象ではないと考えます。	
z0700010	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適当な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0700011	財務省	酒類小売業免許の制限の緩和	酒税法第10条第11号、第11条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条1項関係	大型店舗酒類小売業免許については、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500mlの容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定している。 また、通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入することができない地酒、輸入酒などに限定しているほか、酒類の販売方法については、消費者を対象としてカタログ等及び申込書等を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により販売の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売に限ることとしている。	b	-	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。 また、通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大についても、平成17年度末までに結論を得ることとしている。 なお、商品の引渡しに関する制限を撤廃するべきであるという要望に関しては、一般酒類小売業免許への条件緩和することにより可能である。		回答では当該要望については、「一般酒類小売業免許への条件緩和することにより可能である」とのことだが、要望者からは、本要望は「通信販売酒類小売業者が、全都道府県の顧客から注文を受けた(通信販売により販売できる)酒類を、宅配便で顧客の自宅等に直接送付するのだけではなく、宅配便を取り扱う商店などに(酒類を取り扱う店舗かどうかは問わず)送付しておき、注文した顧客が都合の良い時間に受け取れるようにする」とことであり、そのことが回答により担保されるのかが明確となっていないとの再意見が提出されている。 要望内容は、通信販売酒類小売業者が一般酒類小売業免許へ条件緩和することを求めるものであり、この点についての具体的な対応策として、条件緩和により本要望が実現されるのか、また、指導その他の所要の措置を講じることを検討されるのかについて、更に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	-	通信販売酒類小売業者による一般酒類小売業免許の取得は、条件の緩和の申立てをすることにより、現行制度下において対応可能である。 一方、本件のような小売店舗における商品の引渡しについては、当該小売店舗が一般酒類小売業免許を取得することが必要である(通信販売酒類小売業免許制度により規制されているものではない。)
z0700012	財務省	酒類販売における受払簿の記帳義務の見直し[新規]	酒税法第46条 酒税法施行令第52条第2項、第3項 酒税法施行規則第14条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第46条第1項関係4	酒類の販売業者は酒類の販売に関する事実(払い出した酒類の数量、年月日等)を記帳しなければならない。	d	-	酒類販売者に係る受払簿の記帳義務については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第46条第1項関係4の規定により、現状においても酒類の販売に関する取引情報を逐一記載する必要はなく、小売販売については一定の要件のもとに、販売した酒類の数量を3か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳しても差し支えないこととしている。		回答では現行制度においても「一定の要件のもとに、販売した酒類の数量を3か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳しても差し支えない」とのことだが、要望者からは、納入したのものについては個別に記帳しなければならない、大きな事務負担となっているとの再意見が提出されている。 要望内容は、販売量と同様に納入量も一定期間中の合計数量を一括して記帳しても良いこととするなど、受払簿の記帳義務の簡素化を求めるものであり、例えば、前回申告時の在庫量と今回申告時の在庫量やその期間中の仕入れ実績から販売量を算出することとし、酒類の納入・販売情報を受払簿に逐一記載ことなく、そのデータをもとに申告・納税することを可能とすることができるとのことについて、更に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。よう求めるものである。要望の趣旨を十分に踏まえ、再度検討すべきである。	c	-	酒類の販売業者は酒税法第46条等の規定により、酒類の受払いに関する事項について、その受払いの都度、その実績を帳簿に記載しなければならないこととされているが、これは、酒類については製造過程についてはもちろんのこと、製品の流通過程(卸売、小売)についても、量的にも質的にも確実に把握しておかなければ、的確な検査取締りを行うことは困難であり、ひいては、酒税収入の確保も期し難いこととなるためである。 消費者への販売(小売段階の払出し)については、酒類の最終流通段階であること、また、不特定多数の者への販売であることから、法の趣旨を逸脱しない範囲内で、一定の要件の基に法令解釈通達で特例的に一括記帳を認めているものであるが、受入れについては、いまだ流通過程にあるものであること、また、酒類販売業免許を受けた者間の取引であることから、法令の規定どおり確実にこれを記帳しておくべき性質のものである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0700011	財務省	酒類小売業免許の制限の緩和	5056	50560064	11	(社)日本経済団体連合会	64	酒類小売業免許の制限の緩和	<p>大型店舗酒類小売業免許取得後、直ちに国産ビール及び500ml以上の清酒を販売できるようにすべきである。</p> <p>通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の制限を撤廃するとともに、宅配便等による受け渡しに加え、小売店舗における引取りを認めるなど、商品の引渡しに関する制限を撤廃するべきである。</p>		<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各官庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、通信販売酒類小売業免許の販売制限の緩和については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行状況等を踏まえ、平成17年までに検討することとされた。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月29日閣議決定)において、大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置については、平成17年度までに検討し、結論を得ることとされた。これらの免許制限の緩和について早期に結論を得るべきである。</p>	<p>大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。通信販売酒類小売業免許では商品の引渡しに配達による引渡しに制限されているほか、販売できる酒類は次のものに制限されている。</p> <p>【通信販売により販売できる酒類】(1)国産酒類。カタログ等の発行年月日の属する会計年度(4月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。)の前会計年度における酒類の種類ごと(品目のある種類の酒類については、品目ごと)の課税移出数量が、すべて1,000k l未満である酒類製造業者が製造、販売する酒類のうち以下のもの。イ 清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば梅酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100k l未満の銘柄のもの。ロ 清酒以外の酒類は前会計年度における課税移出数量が100k l未満(ただし、しょうちゅう類は、200k l未満)の銘柄のもの。(2)輸入酒類。カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が100k l未満(ただし、しょうちゅう類については、200k l未満)の銘柄のもの。</p>
z0700012	財務省	酒類販売における受払簿の記帳義務の見直し[新規]	5056	50560065	11	(社)日本経済団体連合会	65	酒類販売における受払簿の記帳義務の見直し[新規]	<p>酒類販売者については受払簿の記帳義務を見直すべきである。具体的には、酒類の販売に関する取引情報を逐一記載するのはなく、前回申告時の在庫量と、今回申告時の在庫量、その期間中の仕入れ実績から販売量を算出することとし、別途記帳することなく、そのデータをもとに申告・納税できるようにすべきである。</p>		<p>現状では受払簿の記帳に多大な労力が必要となっている。電子的な記帳・保管も可能であるが、国税庁にシステムに関する詳細な説明した上で、審査に3ヶ月近くかかることに加え、システムの導入は個人商店等にとって過大な負担となるため、依然として手書きで記帳しているケースも多い。酒類の取引情報を把握するには必ずしも受払簿を毎日記帳する必要なく、たとえば発注・納入の状況と棚卸在庫の差分を1ヶ月ごとに把握することで足りることから、受払簿の記帳義務を見直し、事務負担の軽減を図るべきである。</p>	<p>酒税法第46条において、「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない」とされ、酒類を販売するにあたっては取引情報(払い出した酒類の数量、及び、払い出しの年月日)を受払簿に記載しなければならない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0700013	財務省	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項1、2 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第2章第一	製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない(法第22条)、距離基準については、法令により、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は許可しないこととしている(法第23条、法施行規則第20条等)。	C	-	たばこ小売販売に係る規制については、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされている。 また、平成16年6月に我が国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を締結し、同条約は平成17年2月末に発効する予定であり、今後の締約国会議における議論も踏まえていく必要がある。 従って、現時点でたばこ小売販売の規制緩和の具体的な検討を直ちに開始する状況にはないと考える。					
z0700014	財務省	国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和【新規】	国家公務員共済組合法施行令(昭和33年6月30日政令第207号) 第8条 組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するものとする。 一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 二 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 三 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券	共済組合の業務上の余裕金については、国家公務員共済組合法施行令(以下「令」という。)第8条に基づき運用を行っている。 共済組合は組合員と使用者である国等とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的としていることから、業務上の余裕金の運用については安全かつ効率的にしなければならぬとしており、令第8条で具体的な運用方法を定めているところ。	C	-	国家公務員共済組合(以下「組合」という。)の業務上の余裕金の運用については、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないこととされています。 今回ご要望の「元本補てんのない金銭信託」を運用対象とすることについては、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないことから、安全な運用の観点からは、特に問題ないものと考えられます。 また、要請理由においてご指摘のとおり、直接運用することに代えて信託して運用することとした場合には組合の事務の省力化につながる場合もあるものと考えられます。 しかし、効率的な運用の観点からは、単に事務の省力化につながるだけでなく、組合の事務の省力化により削減できる事務コストと信託することにより新たに発生するコスト(信託手数料等)を比較した結果、トータルで組合の事務コストの低減につながるなど、当該信託が、余裕金の効率的な運用に資するものである必要があると考えています。 このような観点から各組合の意見も踏まえ検討したところ、現在、組合において余裕金の運用のために要している事務量はそれほど多くはないことなどから、今回ご要望の「元本補てんのない金銭信託」を運用対象に加えたとしても、組合における事務コスト低減などの余裕金の効率的な運用の観点からのメリットも見込まれず、当該信託が各組合において活用されることは想定できないため、措置の分類は「(全国規模で対応不可)」としています。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0700013	財務省	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	5056	50560072	11	(社)日本経済団体連合会	72	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ小売販売に係る需給調整上の参入規制となっている距離規制の見直しについて、今後のスケジュールを明示し、緩和に向けた具体的な検討を始めるべきである。		「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行なう」とされているが、具体的な検討スケジュールや内容については触れられていない。昭和60年の専売制廃止に伴い、零細小売店への激変緩和措置として小売定価制を導入してから既に20年近く経過していることも踏まえ、具体的な検討を直ちに開始すべきである。	たばこ販売における免許申請において、人的要件や距離基準等の規制が設けられており、基準を満たさない場合の申請が不可能となっている。
z0700014	財務省	国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和【新規】	5056	50560140	11	(社)日本経済団体連合会	140	国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和【新規】	を運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象とすべきである。		元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利息・償還金の収受、再投資に伴う事務等の全てを受託者たる信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。なお、地方公務員等共済組合法においては、地方公務員等共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。	国家公務員共済組合法施行令第8条第1項により、国家公務員共済組合の業務上の余裕金の運用対象は、以下に限定されている。銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 信託会社(信託銀行を含む)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700015	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		本年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成16年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b		本年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成16年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。
z0700015	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		本年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成16年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	b		本年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成16年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700015	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
z0700015	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0700016	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車の検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	a		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい。新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、軽自動車検査協会がワンストップサービスに対応したシステムを構築する必要がある。		ワンストップサービスについて、回答では「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続」以外のワンストップサービスについては平成20年を目途に段階的に実施とあるが、具体的な検討時期について示されたい。 軽自動車のワンストップサービスについて、具体的な検討時期について示されたい。原付についてもワンストップサービスの対象化が要望されているが、この点について改めて検討されたい。	a b		平成17年12月から開始する手続は、新車の新規登録(型式指定車)とし、継続検査等の手続は、平成19年から平成20年にかけて段階的に行うこととしている。 軽自動車については、登録車のワンストップサービス化の進展状況やその運用の安定状況を見ながら関係機関と調整を行うこととしている。
z0700016	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車の検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	a		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい。新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、軽自動車検査協会がワンストップサービスに対応したシステムを構築する必要がある。		ワンストップサービスについて、回答では「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続」以外のワンストップサービスについては平成20年を目途に段階的に実施とあるが、具体的な検討時期について示されたい。 軽自動車のワンストップサービスについて、具体的な検討時期について示されたい。原付についてもワンストップサービスの対象化が要望されているが、この点について改めて検討されたい。	a b		平成17年12月から開始する手続は、新車の新規登録(型式指定車)とし、継続検査等の手続は、平成19年から平成20年にかけて段階的に行うこととしている。 軽自動車については、登録車のワンストップサービス化の進展状況やその運用の安定状況を見ながら関係機関と調整を行うこととしている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700016	国土交通省、 財務省、総務 省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップ サービスの対象拡大	5056	50560189	11	(社)日本経済団体連合会	189	自動車保有関係手続のワンストップサービスの 対象拡大	<p>自動車保有関係手続のワンストップサービスは、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画に基づき、平成17年の稼働開始に向け、検討及び一部で試験運用が行われているが、より利便性の高いサービスを実現するため、以下の事項を早急に検討・具体化していくべきである。(1)検査・登録等諸手続 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 原付のワンストップサービス対象化(2)自動車関連手続 自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税の納付手続等の電子化および電子化に向けた手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換(3)保管場所証明申請手続 保管場所申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化、添付書類の簡素化等(4)自賠責保険手続 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 自賠責解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認の合理化(具体的には、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とすること。【「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」分野別措置事項1 I T関係工 b 関連】)</p>		<p>手続申請の電子化がなされていないため、その手続の申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要がある。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービス化が実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一化する等、ユーザー(申請者)負担の軽減を目指すべきである。また、年間の自賠責解約手続は各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。</p>	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続は、書類により行うとともに、複数省庁にまたがるため、極めて煩雑である。 現在、政府の「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」に基づき、平成17年中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてはワンストップサービスの対象外である等、一定の制限がある。</p>
z0700016	国土交通省、 財務省、総務 省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップ サービスの対象拡大	5086	50860035	11	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる 諸行政手続の電子化の早期実現等	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。</p>	<p>電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。</p>	<p>手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700019	財務省	保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和	関税法第23条第1項、関税法施行令第21条の2第1項	船舶に外国貨物である船用油(燃料油に限る。)を積込む場合には、原則、都度、税関に申告し、その承認を受けることとなっているが、継続的に積み込む場合において、1月の間に予定される積込みの明細が判明している場合に限り、包括的に積込みの申告を認めている。	b		現行の外貨船用品油に係る包括的な積込承認手続については、関係団体からの要望を受け、導入された制度であるが、1ヶ月間に予定されている積込みの明細を包括申請時に確定できないとの理由により、現在、この制度はほとんど利用されていないことから、包括申請に係る制度の改善の検討を平成16年度末を目途に実施している。		前回同様、平成16年度中に結論を出す予定とされているが、可及的速やかに検討状況の情報を公開し、実行に移すべきである。	b		本制度が利用できるように申請時の条件等について見直しの検討を行っているところであり、本年度末までに結論を出し、必要な措置を講ずる予定である。
z0700020	財務省	郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化(新規)	関税法第6条の2第1項第2号ロ、第76条	郵便物に対する関税の関税額の確定については、賦課課税方式としている。なお、郵便物は輸出入申告及びその許可を要しない。	f	-	外国郵便物は、万国郵便条約及び郵便法等に基づき同条約に規定する郵政庁によって、本邦と外国との間で運送され、配達されるまでその管理に属するものであり、かつ、条約上配達されるまでは差出人に属することとされている。また、差出人から一方的に名宛人に対して発送され、結果として名宛人が受け取るというものも少なくなく、この場合には輸入しようとする者がいないこととなるものであり、このような場合には、名宛人に輸入(引取)申告を行わせることは適当でなく、従って、納税についても自主申告にはなじまないため、賦課課税方式によるものとされている。		万国郵便条約及び郵便法に規定されるとあるが、条文番号等、該当箇所を具体的に示されていない。	f	-	外国郵便物は、万国郵便条約第3条、第10条、第27条、第28条、第34条、第35条等及び郵便法第42条、第52条第3項、第54条、第68条等並びにこれらに基づく命令により、同条約に規定する郵政庁によって、本邦と外国との間で運送され、配達されるまでその管理に属するものであり、かつ、条約上配達されるまでは差出人に属することとされている。また、差出人から一方的に名宛人に対して発送され、結果として名宛人が受け取るというものも少なくなく、この場合には輸入しようとする者がいないこととなるものであり、このような場合には、名宛人に輸入(引取)申告を行わせることは適当でなく、従って、納税についても自主申告にはなじまないため、賦課課税方式によるものとされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700019	財務省	保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和	5056	50560204	11	(社)日本経済団体連合会	204	保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和	船用重油に限定して、包括申請の条件を緩和すべきである。 現行どおりの事前申請の場合でも、申請内容(数量、船名等)の仮申請を行い、事後に実績修正を入れることを認めるなど、運用の柔軟性を高めるべきである。		平成16年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、本件に関し、平成16年中に検討・結論を得て措置することになっており、以下の点を踏まえて、早急に対応すべきである。 実際の運用においては、包括事前申請制度を活用できないため、1回毎の申請が必要となっており、結局、申請作業を毎日しなければならぬ。その都度作業を行なう事は非常に非効率であると同時に、事務的なコストもかさむ。 保税船用重油販売については、国際協力が経済的、運用的にも重要であるが、特に海外市場との比較を強いられる日本の現状は、その点国際的に劣後している。	保税船用重油の税関申請については、1ヶ月単位の包括申請が認められているが、運用上では、出荷明細が出荷日の1週間程度前に確定するため、結局1回毎の申請とならざるを得ず、包括申請そのものが運用上利用できていない。
z0700020	財務省	郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化[新規]	5056	50560263	11	(社)日本経済団体連合会	263	郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化[新規]	郵便物に賦課課税方式を認めている理由を明らかにすべきである。		公社が取扱う信書を除く郵便物には簡易な通関が認められる一方、民間事業者のメール便、小包には簡易な通関が認められない理由が明確でないため。	郵便物に対する関税は、その特殊性を考慮して、賦課課税方式(納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式)によるものとされている。他方、一般の貨物は、申告納税方式(納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者の申告により確定する方式)となっている。この結果、輸出され、又は輸入される信書を除く国際郵便物は、一般貨物と異なり輸出及び輸入申告を必要とせずに通関することが認められている。税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、日本郵政公社(以下「公社」という。)の職員の立会のもとで、税関職員に必要な検査をさせるものとされているが、現場では、税関職員が当該貨物に貼付してある税関告知書等に記載された金額を見て任意に課税を行っているのが現状である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700021	財務省、総務省	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認		会計法29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約の対象とはしていない。	d	-	1. 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合は、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組の一つとした。 2. さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。 3. 平成16年度予算に盛り込んだ物品の賃借に係る国庫債務負担行為については、現在、各府省において予算の執行が行われている段階であるが、上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用による拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図るところ。 4. なお、各府省は定期的に各府省別行政効率化推進計画の取組の実績を明示することとされている。		要望者は、国庫債務負担行為によらず、地方公共団体の場合と同様に長期継続契約の対象としてリース契約を含めることを要望しており、地方公共団体の長期継続契約の実施状況を踏まえ、国における長期継続契約対象の拡大を検討することについて、回答されたい。	d	-	1. 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合は、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組の一つとした。 2. さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。 3. 平成16年度予算に盛り込んだ物品の賃借に係る国庫債務負担行為については、現在、各府省において予算の執行が行われている段階であるが、上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用による拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図るところ。 4. また、各府省は定期的に各府省別行政効率化推進計画の取組の実績を明示することとされている。 5. なお、地方公共団体における平成16年11月10日に改正された地方自治法施行令による長期継続契約の実施状況については、承知していない。
z0700022	財務省、外務省	消費税免税指定店舗申請の簡素化【新規】	租税特別措置法第86条第1項、租税特別措置法施行令第45条の4第1項、外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて(法令解釈通達)3、4	外国公館等に対する免税制度は、国内における課税資産の譲渡等(消費税の課税対象)であるにもかかわらず、外交上の相互条件に基づき特例として租税特別措置法に規定されている制度である。 したがって、その取引が租税特別措置法に規定する免税取引であることを明らかにするために法令により一定の書類の作成、保存等が義務付けられており、各店舗それぞれが申請内容を理解して、外交上の相互条件の範囲内において外国公館等との免税での取引を円滑に行える必要がある。また、消費税を免税で取引しようとする事業者は、必然的に消費税の課税事業者でなければならない(そもそも免税事業者はその取引に課される消費税が存在しない)。したがって、免税店舗の指定を受けようとする者については課税事業者であるか否かの確認等の必要があるため、事業者からの申請により各店舗ごとに指定を行っている。	c	-	本年6月の規制改革集中受付月間に対する外務省の回答では「外国公館等に対する情報提供が確保されるのであれば、外務省としては問題ないと考え」として外国公館等への情報提供という面についての回答とそれ以外の部分については財務省の考え方が重要であると、税の執行面からの意見を踏まえるべきであるとしている。 要望者は外務省の回答の「外国公館等への情報提供という面からは問題ない」とする一面を捉え再検討を要望されているが、6月の当庁からの回答のとおり、免税店舗としての指定に当たっては、その店舗が外国公館等の利便に資するものであるかどうかの判断が必要であることから、店舗別に申請を行っていただく必要がある。 なお、その回答にもあり、現在でも、同一の事業者が複数の店舗の指定を受けようとする場合には一度の申請により一括で免税店舗として指定を行うなど、すでに手続面の簡素化を図っている。		要望は、申請は本社が代表して一括で行い、別紙 対象店舗を記載するという方法は従来どおりとしつつも、別紙記載の店舗毎に必要なとされる押印(支店長印、責任者印等)を不要とすること、申請日を取引開始前若しくは事後申請としていただきたい、WEB等を活用しリアルタイム申請を可能とすること、である。これら要望を踏まえ、再度検討し、示されたい。	d c d	-	代表者が各店舗の責任者も兼ねる場合などは、当該代表者等の押印のみで手続きが可能であり、各店舗の支店長等の押印を必須とはしていない。 承認に当たっては、その店舗が外国公館等の利便に資するものであるか、申請者が課税事業者であるか、などを事前に確認する必要があることから事後申請は認められない。 当該申請については、すでに、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により電子申請を受け付けている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700021	財務省、総務省	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	5056	50560264	11	(社)日本経済団体連合会	264	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	<p>国の行政機関においても、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象にリース契約を含めるべきである。</p> <p>また、地方公共団体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約を含めるよう検討すべきである。</p>		<p>本年6月の規制改革集中受付月間における財務省の回答から、国庫債務負担行為としてのリース契約の積極的な活用が周知徹底されていることは評価できる。こうした政府の取組みをさらに進め、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象としてリース契約を含めることを検討し、早期に措置すべきである。</p> <p>また、本年5月26日に公布された改正地方自治法によって、リース契約が長期継続契約の対象にされることとなったが、具体的なリース契約の対象については、政令で定められることになっている。政令の策定にあたっては、OA機器に加え、自動車、医療機器など、対象となる物品を幅広く認めるよう求めたい。</p>	<p>国の行政機関がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めておかなければならない。</p> <p>また、地方公共団体が長期継続契約として締結できるリース契約の対象は、本年11月を目途に公布される政令で定められている。</p>
z0700022	財務省、外務省	消費税免税指定店舗申請の簡素化[新規]	5056	50560270	11	(社)日本経済団体連合会	270	消費税免税指定店舗申請の簡素化[新規]	<p>店舗ごとの申請ではなく、会社全体として申請ができるよう手続面の見直しを図るべきである。</p>		<p>本年6月の規制改革集中受付月間において財務省は、同一の事業者が複数の店舗の申請を行う場合には、一枚の申請書に指定を受けようとする店舗を列記等することにより一括で指定を行い、手続面の簡素化に配慮していると回答している。</p> <p>その一方、外務省の回答では、現在の手続により確保できている各国公館が求める各指定店舗のカテゴリー、名称、住所と連絡先の情報が会社全体として認定を受けた後に当該会社の店舗を別途届出することで確保され、かつ、それが手続の簡素化になるのであれば、申請手続上、問題がないという見解が示されている。財務省としても外務省の見解を踏まえ、再度、手続の簡素化に向けた検討を行うべきである。</p>	<p>外国公館等との免税取引を行うにあたり、事業者は店舗ごとに「外国公館等に対する消費税免税指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)		
z0700023	財務省	盗難自動車対策の強化	<p>関税法基本通達67-2-7(旅具通関扱いする輸出貨物)、同通達67-2-2(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>道路運送車両法第15条の2及び第16条、関税法第67条(輸出又は輸入の許可)及び第70条(証明又は確認)</p> <p>関税法基本通達67-1-20(輸出貨物のコンテナ扱い)</p>	<p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>旅具通関制度においては、本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員(以下、「旅客等」という。)が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている(これを超えた場合には一般の輸出手続が必要)。</p> <p>しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品(携帯品、別送品)申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。</p> <p>輸出申告に際し、可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求め、必要に応じて車台番号を確認する等、不正輸出に対する審査・検査を強化している。</p> <p>コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告し許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出を行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を受けなくてはならない。</p>	b	d	d	<p>旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることはなく、当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考えている。</p> <p>しかし、本件については、現下の情勢を踏まえ、見直しの検討を行っているところである。</p> <p>税関においては、盗難自動車の不正輸出を防止するため、抹消登録証明書の提出を求めるとともに、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報等を活用し、必要に応じて輸出される中古自動車等の現物検査を行うことにより、提示された証明書に記載された車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の対照確認を行っている。</p> <p>また、平成14年7月に不正輸出防止のため道路運送車両法が改正されており、遅くとも平成17年7月から実施される予定である。同法によれば、中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消登録証明書の原本の提示が義務付けられることとなり、税関は輸出申告に係る審査・検査の際に、この証明書の有無を確認することにより、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化していることとしている。</p> <p>税関は、テロ対策、社会悪物品の水際取締り等他にも多くの業務がある中、盗難車の取締りを可能な限り積極的に進めているものであり、それを超えて一定基準以上のチェックを制度化することは困難である。</p> <p>盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、輸出貨物のコンテナ扱いに際しては過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするとともに、輸出申告時に必要な検査を行っている。</p> <p>また、公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、確認した内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考とすることとしているところである。</p> <p>なお、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に公益法人である公認検査・検定機関を利用するか否かは、費用の問題も含め輸出者の判断であり、行政当局から輸出者に対し、コンテナ詰めの際には、必ず公認検査・検定機関による品名、数量等の確認及び施封を受けるよう指導することは適切ではない。</p>		<p>要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 回答では、「本件(旅具通関制度)については、現下の情勢を踏まえ、見直しの検討を行っている...」とのことであるが、検討状況と実施予定時期等についてお示し願いたい。</p> <p>書類の審査は強化されており、一定の効果も挙げていると想定するが、当該書類が証明する車両と実際に輸出される車両が同一のものかを確認しないと完全なものとは言えない。テロ対策等多忙であることは理解するが、盗難車不正輸出問題も日本の治安悪化に関わる問題であるので、人員の手当て、外部民間機関の活用等も含めて再度検討をお願いしたい。なお、盗難対策の先進国である英国では、実際に特定仕向け地(英国の例では、UAEのドバイ、ナイジェリアのロメ、フリートン、ロス向け)のチェックを重点的に行っており、不正輸出問題などを特定してチェックする方法を検討されたい。「必ず公認検査機関による品名、数量等の確認及び施封を受けるよう指導することは適切ではない」との見解であるが、国家施策としての犯罪対策であれば輸出者の理解を得られるのではないかと、コンテナは、ブラックボックスであり、X線検査装置で全コンテナをチェックできない限り、盗難車やその部品をはじめ不法なものも紛れも無く確認できない。そのような状況を放置すれば、犯罪を助長することにもなりかねない。公認検査・検定機関の確認がないコンテナは、税関においてはすべて中をチェックすべきであるし、それができないのであれば民間(公認検査・検定機関)の活用を検討するべきと考える。なお、盗難対策の先進国である英国では、実際に特定仕向け地(英国の例では、UAEのドバイ、ナイジェリアのロメ、フリートン、ロス向け)のコンテナチェックを重点的に行っており、不正輸出車を検査していることから、わが国でも特定仕向け地などを特定してチェックする方法を検討されたい。</p>	b	d	d	<p>中古自動車の旅具通関範囲の対象台数の見直しについては、見直しを行った場合の影響のほか、本年1月1日に施行された「道路運送車両法の一部を改正する法律」による効果等を総合的に判断して検討する必要があり、実施予定時期等については困難である。</p> <p>特定国向け等の貨物の重点的な取締りについては、抹消登録証明書の提出を求めるとともに警察等との情報交換や過去の不正事例等に基づき、従来から重点的に審査・検査の対象としているところである。</p> <p>ただし、全ての輸出貨物を検査すると等については、それに要する費用負担は莫大なものとなる予想されるが、そのことについて輸出者の理解が得られないことから困難である。</p> <p>また、税関は、テロ対策、社会悪物品の水際取締り等他にも多くの業務がある中、盗難車の取締りを可能な限り積極的に進めているものであり、それを超えて一定基準以上のチェックを制度化することは困難である。</p> <p>盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、輸出貨物のコンテナ扱いに際しては過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするとともに、輸出申告時に必要な検査を行っている。</p> <p>また、公認検査・検定機関の協力については、税関の人員は限られていることから、既に、コンテナ貨物の輸出に際しては公認検査・検定機関の協力も受けつつ、当該公認検査・検定機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、確認した内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考とする旨を通達に規定し、公表しているところである。</p> <p>ただし、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に公益法人である公認検査・検定機関を利用するか否かは、費用の問題も含め輸出者の判断であり、行政当局から輸出者に対し、すべてのコンテナ貨物について、コンテナ詰めの際には、必ず公認検査・検定機関による品名、数量等の確認及び施封を受けよう指導することは適切ではない。</p> <p>いずれにせよ、税関としては盗難車の取締りを可能な限り積極的に進めています。</p>
z0700023	財務省	盗難自動車対策の強化	<p>関税法基本通達67-2-7(旅具通関扱いする輸出貨物)、同通達67-2-2(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>道路運送車両法第15条の2及び第16条、関税法第67条(輸出又は輸入の許可)及び第70条(証明又は確認)</p> <p>関税法基本通達67-1-20(輸出貨物のコンテナ扱い)</p>	<p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>旅具通関制度においては、本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員(以下、「旅客等」という。)が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている(これを超えた場合には一般の輸出手続が必要)。</p> <p>しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品(携帯品、別送品)申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。</p> <p>輸出申告に際し、可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求め、必要に応じて車台番号を確認する等、不正輸出に対する審査・検査を強化している。</p> <p>コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告し許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出を行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を受けなくてはならない。</p>	b	d	d	<p>旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることはなく、当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の実効性は変わらないと考えている。</p> <p>しかし、本件については、現下の情勢を踏まえ、見直しの検討を行っているところである。</p> <p>税関においては、盗難自動車の不正輸出を防止するため、抹消登録証明書の提出を求めるとともに、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報等を活用し、必要に応じて輸出される中古自動車等の現物検査を行うことにより、提示された証明書に記載された車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の対照確認を行っている。</p> <p>また、平成14年7月に不正輸出防止のため道路運送車両法が改正されており、遅くとも平成17年7月から実施される予定である。同法によれば、中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消登録証明書の原本の提示が義務付けられることとなり、税関は輸出申告に係る審査・検査の際に、この証明書の有無を確認することにより、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化していることとしている。</p> <p>税関は、テロ対策、社会悪物品の水際取締り等他にも多くの業務がある中、盗難車の取締りを可能な限り積極的に進めているものであり、それを超えて一定基準以上のチェックを制度化することは困難である。</p> <p>盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、輸出貨物のコンテナ扱いに際しては過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするとともに、輸出申告時に必要な検査を行っている。</p> <p>また、公認検査・検定機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が通関審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、確認した内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考とすることとしているところである。</p> <p>なお、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に公益法人である公認検査・検定機関を利用するか否かは、費用の問題も含め輸出者の判断であり、行政当局から輸出者に対し、コンテナ詰めの際には、必ず公認検査・検定機関による品名、数量等の確認及び施封を受けるよう指導することは適切ではない。</p>	<p>回答では見直しの検討を行っているとの事であるが、検討状況及び実施予定時期等について具体的に示されたい。</p>	b		<p>中古自動車の旅具通関範囲の対象台数の見直しについては、見直しを行った場合の影響のほか、本年1月1日に施行された「道路運送車両法の一部を改正する法律」による効果等を総合的に判断して検討する必要があり、実施予定時期等については困難である。</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700023	財務省	盗難自動車対策の強化	5060	50600006	11	(社)日本損害保険協会	6	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。 盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限(船員旅具通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限)の早期実施と実施に向けたスケジュールの明確化 通関における中古車チェックの強化(盗難多発車を中心とした、抹消登録証明書記載の車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の照合) コンテナ詰込み時における公認検査機関による確認の徹底(公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底)	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)	2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。 旅具通関においては、手荷物扱いとして持ち出される中古自動車のほとんどがビジネスとしての輸出用途であり、旅具通関本来の趣旨から外れている。ついては、検討中の旅具通関制度の見直しについて、自動車盗難防止を効果的に推進できるよう、早期に実施に向けた検討、配慮をいただきたい。 申請された抹消登録証明書と輸出される中古自動車は同一のものであるか、現車をチェックしないと、実際のどの車が輸出されているかを正確には把握できない。例えば、1.特に盗難の多い車種の選定(例:「ランドクルーザー」、「セルシオ」、「アリスト」等)、2.特定仕向け地の選定、3.特定業者の選定(例:登録以降2年未満の業者)を行うなど、限定して輸出車の現物チェックを実施することでも、大幅な改善が図られる。現在でも「提示された抹消登録証明書原本と当該中古自動車の車台番号等との照合を可能な限り行っている」とのことであるが、一定基準以上のチェックを制度化して実施していただきたい。 コンテナへの積み込みに際し、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、不正輸出の手口がある。コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車がかつれ込んでいないかどうかを厳重に確認することは極めて効果的である。例えば、仕向け地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を限定して公認検査機関によるコンテナ確認の徹底(公認検査機関の確認があったコンテナの通関事務を迅速化する運用も考えられる。)をすることで、大幅な改善が図られるものと考えられる。	(要望理由より続き) 登録事項等証明書の交付請求者、自動車検査再交付申請者等の本人確認のため、交付請求者に対し、ア.運転免許証、イ.被用者保険証、国民健康保険被保険者証、ウ.パスポート、外国人登録証明書、エ.顔写真付き身分証明書、いずれかの提示が求められているが、窃盗団は巧妙な偽造証明書等で不正に登録事項等証明書等取得し、盗難のねらいを定めた自動車の保管場所割り出しに利用している可能性がある。チェック機能を強化する手段として、本人確認書類のコピー保存および全窓口への監視カメラの設置等について、具体的に検討いただきたい。 インターネットオークションに、書類や車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。自主規制的なものではなく強制的に盗難車を流通させないような手段を講じさせるため、オークション事業者の申告義務違反に対する罰則を強化していただきたい。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)において、「当該計画について(中略)成果目標を可能な限り数値化しつつ(以下略)」とされている。
z0700023	財務省	盗難自動車対策の強化	5056	50560207	11	(社)日本経済団体連合会	207	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、旅具通関対象の見直し(船員旅具通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限)等を図ることが必要である。	2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。 (定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)2004年6月の規制改革集中受付月間の回答によれば、実施の可否を含め検討中とのことであるが、要望内容を踏まえて早急に検討・実施すべきである。	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じて盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700024	財務省	印紙税書式納付に係る申告要件の緩和等	印紙税法第11条、印紙税法施行令第10条、印紙税法施行規則第4条、同別表第五、印紙税法基本通達(法令解釈通達)第78条	<p>印紙税は特定の文書に負担を求める文書課税であって、その印紙税の納付は原則として、課税文書の作成時に収入印紙(以下、単に「印紙」という。)をはり付ける方法により行う。この場合には、自己又はその代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消す必要がある。</p> <p>これに対して書式表示による納付の特例とは、課税文書を作成しようとする場合において、その様式又は形式が同一であること、その課税文書が毎月継続して作成されることなど一定の条件に当てはまる場合に、課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けることにより、事後的に金銭でその課税文書に係る印紙税を納付することを可能にするものである。</p> <p>なお、書式表示の承認を受けて課税文書を作成した場合には、その課税文書に一定の表示をすることとされており、また、毎月その月中(特定の日)に多量に作成されることとされている課税文書については、その特定の日)に作成した課税文書に係る課税標準数量及び納付すべき税額などを記載した印紙税納税申告書を、その翌月末日までに承認を受けた税務署長に提出するとともに、納税申告書に記載した納付すべき印紙税額を納付することとされている。</p> <p>以上のとおり、定型の課税文書を継続的又は多量に作成される者について、相当の印紙をはり付けることに代えて、一定の要件の下に申告納付を可能とするものである。</p>	f e d	-	<p>1 要望者は「微小な文言修正時には修正申告を不要として欲しい。」としているが、当該要望は税制上の措置に当たり、税制は規制の対象外であることから、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>2 要望者は「枠線の丸みを禁止する条項などを撤廃して欲しい。」としているが、これに当たる規定は存在せず事実誤認であると考えられる。なお、承認を受けた者は、課税文書に印紙税法施行規則別表第5に規定されている書式の表示をしなければならない旨規定されているところであり、これに基づき当該書式の表示を行うよう指導しているところである。</p> <p>3 要望者は「修正申告に対する承認及び適用開始までに要する時間を短縮して欲しい。」としているが、「修正申告」については「修正様式に係る承認申請」と解釈し、新規の承認申請及び様式を変更した際の承認申請のいずれの場合も、承認事務に要する必要最低限の時間で迅速かつ確かな対応に配慮しているところであり、現行制度で対応可能である。</p> <p>なお、あらかじめ書式の変更が想定される場合などは、事前に相談をいただくなどにより、更に迅速な対応に結びつくことも考えられる。</p>		<p>について 本要望は、縦17mm・横15mm、あるいは縦15mm・横17mmというミリ単位のサイズ規制があることにより、実質的な内容変更を伴わない保険証券レイアウトの些少の変更等であっても「修正様式に係る承認申請」を要することとなり、事業者において改定ロードと時間を要しているという実務上のニーズに基づくものである。該当帳票のレイアウト設計の自由度の確保の観点から、当該サイズ規制の撤廃または緩和について 実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	1 e 2 f 3 d	-	<p>1 書式表示等の書式 書式表示等の書式については、印紙税法施行規則別表第5において「縦17ミリメートル以上、横15ミリメートル以上」又は「縦15ミリメートル以上、横17ミリメートル以上」とされており、当該基準以上のサイズであれば差し支えなく、表示のサイズを固定しているものではない。</p> <p>2 記載内容の変更等 印紙税においては、収入印紙をちょう付して納税する方法が原則だが、書式表示の制度はその特例として設けられた制度である。要望者は「一度承認を受けた様式について、微小な変更を加える程度のものについては、変更後の様式に係る承認申請を不要として欲しい。」としているが、具体的にどの程度のものが印紙税の課否又は税額等に影響しない微小な変更であるかどうかについては、経済取引に伴い作成される文書の様式が千差万別である以上一律に示すことはできず、変更後の様式の確認を省略することはできない。当該要望は税制上の措置に当たり、税制は規制の対象外であることから、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>3 処理時間の短縮等 新規の承認申請及び様式を変更した際の承認申請のいずれの場合も、承認事務に要する必要最低限の時間で迅速かつ確かな対応に配慮しているところであり、現行制度で対応可能である。</p> <p>なお、様式の変更決定から印刷までの期間が限られている場合などは、あらかじめ様式変更等が想定された時点で、事前に相談をいただくことにより、更に迅速な対応に結びつくことも考えられる。</p>
z0700025	財務省	SEA - NACCS	-	<p>Sea-NACCSにおいては、システムの設計上、1件の輸出申告で申告できる欄数及びコンテナ本数は、それぞれ最大35欄、90本までとなっている。</p>	b	-	<p>1件の輸出申告における欄数及びコンテナ本数について法令上の制限はないものの、Sea-NACCSで処理できる欄数及びコンテナ本数の輸出申告1件当たりの最大値(欄数:35欄、コンテナ本数:90本)については、平成11年10月の現行Sea-NACCSへの更改に向けての検討において、その時点におけるハードウェアの制約の下で最大限実現できる数値として設定したものである。</p> <p>これについては、次期Sea-NACCSの更改の際に、その検討の時点におけるコンピュータ等の性能の向上を勘案して最大限実現できる数値を設定していきたいと考えている。</p>		<p>時期sea-NACCSの更改に合わせず可及的速やかに見直しをすることの可否について改めて検討され示されたい。また実施困難な理由があれば具体的に示されたい。</p>	b	-	<p>「措置の概要(対応策)」欄に記載したように、欄数及びコンテナ本数の制限は、「ハードウェアの制約の下で最大限実現できる数値として設定」したものであり、この制限を拡大するためにはハードウェアの処理能力向上、システム制御及び通信制御等の大幅な変更を伴い、NACCSのセンター設備全体の入れ替えを行わざるをえず、このような改変はシステム更改時にしか行うことができないものであることから、ご指摘のような「更改に合わせずに見直しをする」ことは困難である。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700024	財務省	印紙税書式納付に係る申告要件の緩和等	5060	50600018	11	(社)日本損害保険協会	18	印紙税書式納付に係る申告要件の緩和等	<p>微小な文言修正時には修正申告を不要として欲しい。 枠線の丸みを禁止する条項などを撤廃して欲しい。 修正申告に対する承認及び適用開始までに要する時間を短縮して欲しい。</p>	<p>保険証券レイアウト変更時の改定ロード削減、及び改定期間の確保が図られる。</p>	<p>現行規制においては、書式納付の申告・承認要件が極めて厳格に定められているため、実質的な内容変更を伴わない保険証券レイアウトの些少の変更等であっても修正申告を要し、事業者において改定ロードと時間を要している。</p>	
z0700025	財務省	SEA - NACCS	5061	50610021	11	社団法人 日本自動車工業会	21	SEA - NACCS	<p>制限を拡大又は廃止し、1件で申告できるよう対応して頂きたい。</p>	<p>1 輸出管理番号に対する輸出統計品目番号が35欄、又はコンテナ本数が90本を超える申告については、NACCS申告が2申告以上に分割される。</p>	<p>・通関件数の増加(コストアップ要因)。 ・分割にかかわるシステム開発などの対応。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700026	財務省	経済特区での外国貨物保税運 送手続きの撤廃	関税法第63条	外国貨物は、税関長の承認を受 けて、外国貨物のまま保税地域 等の間を運送することができる。	c	-	保税運送では、外国貨物が税 関の監督下にある保税地域を 離れて運送されることとなるの で、保税運送手続は、国民の安 全等を確保するため、社会悪物 品等の輸入禁止・輸入規制物品 の国内への流入、外国貨物の 荷抜き・すり替え等がないよう外 国貨物の適正な管理を確保す るための不可欠な手続であり、 保税運送手続を廃止することは 適当ではない。 なお、運送の状況その他の事 情を勘案して取締上支障がない と認められるときは、最長1年間 内に行われる保税運送を一括し て承認することが可能である。		対象貨物や荷主を限定するな ど、更なる簡素化の可能性を含 めた見直しの可否について改め て検討されたい。	c	-	再検討要請にある「対象貨物や 荷主を限定するなど」との例示 については、既に回答したとあ り、包括保税運送制度(運送の 状況その他の事情(運送しようと する者、運送区間及び運送され る貨物)を勘案して取締上支障 がないと認められるときは、最長 1年間内に行われる保税運送を 一括して承認することが可能)に おいて既に実施しており、手続 きの簡素化を図っている。 また、現在、政府一体として我 が国の治安回復に向けて水際 対策の強化等に取り組んでいる が、保税運送手続の更なる簡素 化は、外国貨物に対する税関の 取締機能の低下を招くおそれが あり、国民の安全等を確保する 観点から適当ではない。
z0700027	財務省	保税蔵置場の許可手数料軽減 又は撤廃について	関税法第100条 税関関係手数料 令第2条	保税蔵置場の許可を受けた者 は、当該許可に係る一定額の手 数料を、税関に納付しなければ ならない。	f	-	税関が民間事業者に保税蔵 置場の許可を与えることは、特 定の者に法律上の地位を付与 するものであり、税関は、その保 税蔵置場に対する監督・指導等 を行っていることから、その被許 可者に対して行政コストに係る 一定の手数料負担を求める必 要がある。 従って、保税蔵置場の許可手 数料を軽減又は撤廃することは 財政措置に該当する。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700026	財務省	経済特区での外国貨物保税運送手続きの撤廃	5061	50610024	11	社団法人 日本自動車工業会	24	経済特区での外国貨物保税運送手続きの撤廃	経済特区内では、可能な限り税関手続きは簡素化すべきである。	経済特区内の輸送であっても、外国貨物の移動は事前に税関の承認が必要。	経済特区は、大きな保税地域と考えれば、外国貨物の移動は、原則として自由であるべきではないでしょうか。（経済特区のメリット創出にもつながる）	
z0700027	財務省	保税蔵置場の許可手数料軽減又は撤廃について	5061	50610025	11	社団法人 日本自動車工業会	25	保税蔵置場の許可手数料軽減又は撤廃について	被許可者の責任と負担により（税関の指導や監督・監査はあるが）運営されている「保税蔵置場」に係る許可手数料は、見直しまたは撤廃などの措置を考慮していただきたい。	保税蔵置場は税関許可面積により、毎月税関あて「許可手数料」を納めねばならない。	旧来の税関主導による管理から現在は被許可者の責任による管理体制に移行した。従って、業務監査も被許可者自体で行う事が指導されている。故に、従来同様の許可手数料は見直しが必要では。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700028	国土交通省、 財務省	不要な国有財産を関係自治体 に無償譲渡出来るよう法規制の 改革を行うこと	国有財産法第28 条	地方公共団体等が普通財産を 公共性のある一定の用途に供 する場合又は財産の管理費用 を負担した場合には、譲与がで きる。	f	-	全国規模の規制改革・民間開 放要望の募集について (H16.9.21内閣府規制改革・民間 開放推進室公表)において、「単 に税財源措置の優遇を求めるも のは、要望の対象といたしません 」とされており、本提案は、従 来型の財政措置に該当するた め、検討要請の対象とはなり得 ない。 なお、提案のあった解体予定 の建物については、経年劣化等 を勘案した適正な対価による売 却が可能であることから、広域 連合において当該建物を購入す ることで新たに庁舎を建設する 必要はなくなり、財政負担が軽 減されるものとする。					
z0700029	財務省、総務 省、国土交通 省	港湾関係諸税ならびに諸料金 の適正化	とん税法第1条、 特別とん税法第 1条、特別とん譲 与税法第1条	外国貿易船の開港への入港に はとん税及び特別とん税を課す	f	-	税制改正要望であり、規制緩和 にはあたらない					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700028	国土交通省、 財務省	不要な国有財産を関係自治体に無償譲渡出来るよう法規制の改革を行うこと	5072	50720001	11	・隠岐広域連合 (・島根県)	1	不要な国有財産を関係自治体に無償譲渡出来るよう法規制の改革を行うこと	隠岐空港では、現在実施中の空港整備事業に併せた新航空局庁舎建設が進められており、この供用後は、現在の航空局庁舎が不要となるため、平成17年度に国において取り壊される計画である。当該庁舎を関係自治体である隠岐広域連合が無償で譲り受け、連合の機能集中化整備構想に合わせた消防庁舎として有効活用を図りたいと希望している。そのため、現在当庁舎を所管する大阪航空局と協議を重ねているが、国有財産法では、建物の存置による無償譲渡を認めていないため、協議が行き詰まっているため、規制改革をお願いしたい。	日本海に浮かぶ隠岐島は先般合併により誕生した隠岐の島町を中心に4ヶ町村で構成され、少子高齢化が進行し、地域の財政状況も疲弊している。この状況の下、隠岐4ヶ町村と島根県が広域連合を結成し、病院の運営、介護保険、消防などの事務を行っている。この中核施設である消防庁舎をはじめ、各庁舎が狭隘・老朽化による建て替えなどが必要となっているが、離島故の立地場所の制限や経済的理由から困難を極めている。そのため、隠岐空港整備事業完成後の現空港跡地に各機能を集中させることにより合理的な連合運営が可能となる。	当該庁舎は平成17年度に国において取り壊される予定となっているが、左記の通り隠岐広域連合が無償譲渡を受け消防庁舎として有効利用を希望している。要望が実現すれば、連合としては庁舎建設費が節約出来るばかりでなく、国においても取り壊し費用が不要となり、経済的である。なお、当庁舎は島根県有地にあり、用途廃止後は更地で返還することになっているが、島根県としては現状による返還を了解することとしているにもかかわらず、国有財産法では存置を認めていないため、この規制を改革して欲しい。	当該庁舎の取り壊しには相当規模の費用が必要であると聞いており、また、連合が計画している消防庁舎建設には約6億円必要と見込まれている。要望が実現した場合、連合としては機能に合わせた改修費程度で済むことになり、国、連合ともに経費節減となり、規制改革の意義が広く説明出来ると考えられる。
z0700029	財務省、総務省、 国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5076	50760001	11	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度の適正化を図ること。		外航船はわが国港湾への入港毎に港湾関係諸税である「とん税」、「特別とん税」、「固定資産税」(固定資産税は日本籍船のみに負担)を負担している。このうち、とん税は諸外国ではその徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確であるが、わが国では、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不明確である。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米国などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていない。さらに、「入港料」などの港湾諸料金も負担しており、港湾入港に伴う経費は著しく割高で、わが国港湾の国際競争力喪失の一因となっているので、徴収の目的ならびに考え方を整理し、諸外国と水準が同等となるよう制度を適正にすべきである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700030	国土交通省、 財務省、法務 省、厚生労働 省、農林水産 省	港湾・輸出入手続き等の一層の 簡素化	-	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続きにかかる書類を税関に提出しなければならない。	b	-	1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と課題を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. 外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海上交通の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」については、関係府省が連携して、次期通常国会へ同条約を提出すべく検討を行っている。検討に際しては、FAL様式の採用を含め、簡易化等の措置を講じた上で締結することを予定している。		FAL条約の平成16年度中の批准に向けて、とあるが、具体的なスケジュールについて示されたい。また、最適化計画についても、策定に至る具体的なスケジュールを明確に示されたい。	b		FAL条約の締結については、次期通常国会への提出、平成17年秋頃の締結を予定している。 輸出入及び港湾・空港手続関係業務等の最適化計画の策定については、最適化に係る見直し方針の策定を平成17年6月までに行った後、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うこととしている。「電子政府構築計画」においても、平成17年度末までのできる限り早期に策定することとしていることから、このスケジュールに沿うよう、関係府省と検討を進め早期策定に向け努力していきたい。
z0700031	財務省	国のリース契約の取扱いについて	-	会計法29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されていることから、長期継続契約の対象とはしていない。	d	-	1. 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとした。 2. さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。 3. 平成16年度予算に盛り込んだ物品の賃借に係る国庫債務負担行為については、現在、各省庁において予算の執行が行われている段階であるが、上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用が更なる拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところ。 4. なお、各府省は定期的に各府省別行政効率化推進計画の取組みの実績を明示することとされている。		要望者は、国庫債務負担行為によらず、地方公共団体の場合と同様に長期継続契約の対象としてリース契約を含めることを要望しており、地方公共団体の長期継続契約の実施状況を踏まえ、国における長期継続契約対象の拡大を検討することについて、回答されたい。	d	-	1. 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとした。 2. さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。 3. 平成16年度予算に盛り込んだ物品の賃借に係る国庫債務負担行為については、現在、各省庁において予算の執行が行われている段階であるが、上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用が更なる拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところ。 4. また、各府省は定期的に各府省別行政効率化推進計画の取組みの実績を明示することとされている。 5. なお、地方公共団体における平成16年11月10日に改正された地方自治法施行令による長期継続契約の実施状況については、承知していない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700030	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	5076	50760003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続きを対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できるも項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化することを要望する。	
z0700031	財務省	国のリース契約の取扱いについて	5086	50860001	11	社団法人リース事業協会	1	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700032	財務省	短期社債に対する支払い調書 提出義務化について			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。					
z0700033	財務省	輸出入申告の審査区分1のもの のシステムによる許可	関税法第67条、 98条 電子情報処理組織による税関手 続の特例等に関する法律第3条、 同施行令第2条 「システム導入官 署における輸出入 通関事務処理体 制について」(通 達)、「システム 導入官署における 輸出入通関事務 処理体制につい て」(通達)	貨物を輸出又は輸入しようとする者は、税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。また、当該輸出入申告とその許可は、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。 なお、これらの輸出入申告を税関の執務時間外に行おうとする場合には、税関長の承認を受けなくてはならない。	c	-	輸出入申告の中には、通関情報処理システム(NACCS)により電子的に処理され、不正な申告のおそれがないと判定されて結果的に区分1となるものもある。ただし、こうした申告であっても、貨物を申告してみなければ審査区分は判定されない。予備申告で区分1となった貨物を本申告する場合であっても貨物情報と申告情報が異なる場合があることから、申告時点では区分1となるとは限らないため、執務時間外であっても必ず職員を配置しなければならない。したがって、輸出入申告が税関の執務時間外に行われる場合には、臨時に税関職員を配置することとなるため、事前に臨時開庁の承認手続を行っていただく必要がある。 また、事後点検は最終的に区分1で許可された申告について、必要に応じその内容を確認しているものであり、これをもって臨時開庁手続を不要とすることはできない。		通達による「区分1」の定義は、「通関システムによる審査の結果、輸出許可とされたもの(輸出)」、「通関システムにより自動的に審査が終了したもの(輸入)」とされている。また、自動的な審査・許可後、必要に応じ行われる「事後点検」はあくまでも「点検」であって「審査」ではない。したがって、区分1については、職員の配置の有無に関わらず実質的に行政処分が確定するものであると通達自体が定義している。 本要望は、自動的に審査区分1となる本申告の取扱いに関するものである。自動的に区分2、区分3になったものの審査は職務時間まで保留すればいいので、第一次回答の「申告時点では区分1となるとは限らないため」ということは、「必ず職員を配置しなければならない」という理由にはあたらない。 通達には、「通関システムにより区分1として選定、許可された輸出入申告等については、必要に応じ通関システムによる輸出入申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとする」とある。これによると、「事後点検」は申告ならびに許可との同時性を必要としないと考えられる。また、システムの管理者自身が自発的に点検することが要求されており、輸出者による事後点検の申請を要するべきものではないと考えられる。以上を踏まえて、見直しの可否について再度検討されたい。	c	-	1. 輸出入申告は、通関情報処理システム(NACCS)により電子的に処理されており、申告があった場合には、区分1(即時許可)、区分2(審査)又は区分3(検査)のいずれかに選定されるが、税関は、輸出入申告の受理、その後の審査区分選定に対応する事務及び必要に応じた許可内容の変更確認、許可の取消等NACCSで対応できない業務を処理するため、あらかじめ職員を配置する必要がある。 従って、輸出入申告が税関の執務時間外に行われる場合には、事前に臨時開庁の承認手続を行う必要がある。 2. また、事後点検は、最終的に区分1で許可された輸出入申告について、当該申告の許可後に、その必要に応じ、申告が適正に行われているかどうかを税関が確認しているものであり、臨時開庁の承認申請等の必要性とは無関係である。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700032	財務省	短期社債に対する支払い調書提出義務化について	5086	50860024	11	社団法人リース事業協会	24	短期社債に対する支払い調書提出義務化について	平成16年度税制改正要綱にある「平成18年4月からの短期社債等の譲渡及び償還等に係る支払調書の提出義務化」を見送ること。	発行体（リース会社等）、金融機関、振替機関のいずれか又は全ては、対応のための事務体制整備、システム投資等の負担が新たに発生する懸念がある。	・短期社債は手形CPを電子化したもので、流動性が高まることが期待されているが、本件が導入されるとディーラーである金融機関の負担が多くなる可能性が高く、流動性が低下することが懸念される。・流動性の低下は発行残高の減少や機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段とする会社の影響は大きい。	
z0700033	財務省	輸出入申告の審査区分1のものシステムによる許可	5094	50940001	11	ソニー株式会社	1	輸出入申告の審査区分1のものシステムによる許可	NACCSのシステムが稼働する時間であればいつでも入力できることとし、区分1で許可されるものについてはシステムで許可という選定をした時点で許可手続の運用を完了させる。		通関システム(NACCS)において、審査により許可とされたもの（輸出）、または自動的に審査が終了したもの（輸入）という審査区分の種類(区分1)が設けられており、区分1として許可された申告については必要に応じて事後点検を実施するとされている。しかし、実際には審査官が見る時間であればシステムへの入力ができず、システムによって区分1になるものであっても審査官の執務時間でなければ許可されない。 区分1のものに関してそもそも審査官により点検を必要としないですむようなものを選定すべくプログラムされているのであるから、区分1で許可されたものについてはシステムで許可という選定をした時点で許可の手続を完了させることが適当である。実際に事後点検で問題になることは稀であるが、いずれにせよ税関は許可後に調査することができる権限を有しており、システムが許可していても必要な権限は担保されている。これにより、区分1のものについてはNACCSのシステムが稼働できる時間（1年365日、1日24時間のうちメンテナンスの時間を除く）であればいつでも許可することとする。（区分1のものについては臨時開庁を必要としない。）税関の審査官の執務時間に関わるのは区分2と区分3の場合だけとなる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700034	全省庁	クレジットカード決済による支払 業務		国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としておられるところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。	d	-	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされており、財務省行政効率化推進計画にも記載されているとおり、精算払を原則とした口座振込を推進しているところ。 一方、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はなく、精算払を原則とした口座振込の推進により、クレジットカードの利用拡大にも資しているものと認識している。 更に、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。		要望の趣旨は、職員の個人所有のクレジットカードの利用促進ではなく、貴省がカード会社と契約し、クレジットカードを職員に交付するまたはそのカードで物品購入を行うといった民間企業で使用されているいわゆる「コーポレートカード」の使用を求めているものである。 この点を踏まえ、要望者より以下の通り意見が提出されており再検討願いたい。 「一部について実施しているとのことだが、どの部分(旅費?物品購入?上限金額?購入品目?等)に限定されているのか、またそれはどのような理由によるのか、これらを拡大する場合にはどのような条件が整う必要があるのか、明示して頂きたい。要望しているのは職員個人のクレジットカードで支払うことではない。物品調達、旅費等の各業務・システム最適化計画なるものがいかなるものか分からないが、原則として全て電子化が図られる予定とのことだが、クレジットカードによるインターネット又はリアルタイム決済も含まれるものか、教えて頂きたい。」	d	-	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、出張者のうち適任者を分任支出負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。 また、国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 なお、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画の内容については、各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議のホームページ(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai11/11gijisidai.html)をご覧ください。
z0700035	財務省	国税のクレジットカードによる立 替え払い納付	国税通則法第34条 国税通則法第41条	国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しななければならないこととされているが、同条により電子納税の利用及び国税通則法第34条の2により振替納税が利用可能となっている。 なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。 国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。	納税者のために第三者納付することについて(クレジットカード会社)が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するのであれば、特段の法令等の措置は不要	クレジットカード会社、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するのであれば、特段の法令等の措置は不要	国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しななければならないこととされているが、これは、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、その国税の収納を行う税務署の職員又は日本銀行法等に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び蔵入代理店を含む。)にこれを取り扱わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適当ではない。 ただし、制度の現状に記したとおり、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではない。 なお、インターネットを利用した納付は現在ペイジーを利用した電子納税である。このシステムの利用が可能であれば、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないが、この利用を可能とするためには、金融機関等において、第三者がペイジーを利用するための納付システムを整備する必要がある。	国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用が見込まれる個人に関しては、振替納税が7~8割の割合で利用されている。加えて本年6月からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。 第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。 金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図るために手数料等を国が負担することは適当ではない。	要請者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 クレジットカード決済によるマルチペイメントネットワーク上での電子納付することについて規制面から可能である旨を示していただきたい。クレジットカードでの収納委託の場合でもコンビニエンスストアでも同様に数日のタイムラグは発生し、同等レベルはクレジットカードのスキームでも可能と思われる。また、手数料については今後調整していきたい。	クレジットカード決済による電子納税について(マルチペイメントネットワーク(ペイジー)を利用して第三者納付による電子納税が可能であるとの前提)d(条件付)	クレジットカード決済による電子納税は、マルチペイメントネットワーク(ペイジー)を利用して第三者納付を行うことが可能であれば、特段の法令等の措置は不要	現在、国税の電子納税はマルチペイメントネットワーク(ペイジー)を利用して行っており、クレジットカード決済による場合でもこの仕組みを利用して第三者納付を行うことが可能であれば、法令面での規制の問題は生じない。 なお、マルチペイメントネットワークを通じた電子納税の利用については、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会を通じて、関係者である金融機関、日本銀行及び国の収納機関等間で所要の調整を行う必要がある。 国税の納付については、クレジットカード決済による第三者納付の場合であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。 なお、コンビニエンスストアに設置されているATMにより国税の電子納税を行うこととした場合は、納付手続と同時に国庫に納付されるため、数日のタイムラグは生じない。 現行の第三者納付においては、代位納付者に手数料を支払うことはない。このため、金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図るために、手数料等を国が負担することは適当ではない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700034	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
z0700035	財務省	国税のクレジットカードによる立替え払い納付	5095	50950003	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	国税の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。現行の法令や制度において、これを妨げるものがある場合は緩和を要望。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。国税通則法第41条では、第三者による国税納付が認められており、クレジットカードによる立替払いも一般的に可能と考える。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0700035	財務省	国税のクレジットカードによる立替え払い納付	国税通則法第34条 国税通則法第41条	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用及び国税通則法第34条の2により振替納税が利用可能となっている。</p> <p>なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。</p> <p>国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。</p>	納税者のために第三者納付することについて(クレジットカード会社)が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するの(前提)d(条件付)	<p>クレジットカード会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するの(前提)d(条件付)</p>	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているが、これは、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、その国税の収納を行う税務署の職員又は日本銀行法等に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店)及び蔵入代理店を含む。)にこれを取り扱わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適当ではない。</p> <p>ただし、制度の現状に記したとおり、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではない。なお、インターネットを利用した納付は現在ページを利用した電子納税である。このシステムの利用が可能であれば、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないが、この利用を可能とするためには、金融機関等において、第三者がページを利用するための納付システムを整備する必要がある。</p>	<p>国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用は、振替納税が7~8割の割合で利用されている。加えて本年6月からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。</p> <p>第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。</p> <p>金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図るために手数料等を国が負担することは適当ではない。</p>	<p>要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。</p> <p>マルチペイメントネットワークを通じた納税者がクレジットカードにより電子納付することについて、(民間サイドにおけるマルチペイメントネットワークの事務局と所要の調整ができれば、)規制の観点からは、可能である旨を明示して頂きたい。また、その場合、現行のインターネットバンキングによる収納と同様、納付書の省略等が措置いただけるものかどうか、について明示していただきたい。</p> <p>マルチペイメントネットワーク以外に、別途電子納付システムの構築・採用も可能であるが、また、可能である場合、措置についても同様であるか明示して頂きたい。</p> <p>期限については、要望している方法によっても、納付期限までに国庫に振り込むことは可能である。</p> <p>手数料についてはどのような手数料体系とするのか今後具体的に調整していくこととしたい。現在、我が国においては、インターネット上の決済手段の大半はクレジットカード決済であり、インターネットによる口座振替については、銀行口座番号をインターネット上に入力することによって消費者の抵抗感が強いなどの理由で、低い利用にとどまっている。マルチペイメントネットワークによるインターネット口座振替が低い利用にとどまっているものもこのことが要因と考える。また、クレジットカード納付の場合、支払者にとっては支払い方法の選択肢が増えるわけであり、クレジットカードによる電子納付であれば家内いながら支払うことができ、ポイントやプレゼントなどクレジットカード会社の提供する多様なサービスを受けることができる。したがって、</p>	クレジット決済による電子納税(マルチペイメントネットワーク)を利用して第三者納付を行うことが可能であれば、特段の措置は不要	<p>現在、国税の電子納税はマルチペイメントネットワーク(ページ)を利用して行っており、クレジット決済による場合でもこの仕組みを利用して第三者納付を行うことが可能であれば、法令面での規制の問題は生じない。</p> <p>また、現行のインターネットバンキングによる電子納税と同じ仕組みで行うのであれば、納付書等について同様の取扱いとなる。</p> <p>なお、マルチペイメントネットワークを通じた電子納税の利用については、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会を通じて、関係者である金融機関、日本銀行及び国の収納機関等との間で所要の調整を行う必要がある。</p> <p>国税の電子納税を含む国庫金の電子納付システムについては、金融機関、日本銀行及び国の収納機関等において、それぞれ所要のシステム構築が必要となるものであることから、マルチペイメントネットワーク以外の電子納付システムの構築・採用の可否についての判断は困難である。</p> <p>現行の第三者納付においては、代位納付者に手数料を支払うことはない。</p> <p>このため、金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図るために、手数料等を国が負担することは適当でない。</p> <p>なお、インターネットバンキング等を利用した電子納税については、インターネット上において、銀行口座番号を入力することはなく、利用者の方が安心して納税等の手続を行えるよう、個人情報などの情報セキュリティの確保には万全を期している。</p> <p>国税庁が所管する国税の電子納税の利用については、自動車重量税及び登録免許税以外の税目について、国税通則法第34条第1項ただし書及び国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第71号)第7条により措置しているところである。</p> <p>なお、自動車重量税及び登録免許税の電子納税の利用については、各個別税法において措置されている。</p>	
z0700036	財務省	税理士試験の受験料の支払(納付)代行業務	税理士法第9条 税理士法施行例第6条の2 税理士法施行規則第4条	<p>税理士法施行規則第4条により、税理士試験の受験手数料は収入印紙により納付することになっており金銭による納付は認められていない。</p>	c	-	<p>税理士試験の受験手数料等についてクレジットカード決済による立替え払いを認めた場合、カード利用手数料を国が負担することは困難であるため、負担を受験者に求めることとなります。</p> <p>また、クレジットカード決済を認めた場合、クレジットカード決済口座の管理、受験申込願書と手数料入金の場合等の事務量増加が生じるほか、受験申込受付窓口におけるカード読み取り機の設置にかかる新たな費用負担が生じますが、税理士法第9条においては、税理士試験実施に係る実費を勘案して受験手数料を定める旨規定していることから、これらについてはすべて受験手数料に反映させなければならず、結果として受験者の負担が増加することとなります。</p> <p>このため、クレジットカードによる立替え払いについては適当ではないものと考えます。</p>	<p>要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。</p> <p>手数料についてはどのような手数料体系があり得るか今後調整していきたい。カード決済口座の管理の事務については(クレジットカード会社が口座振替の手続きを行うだけであるため)国においては発生しない。窓口のカード読み取り機の設置については、インターネットによるクレジット支払だけを追加するのであれば(設置が不要であり)問題ない。受験料の支払いに関し、現行の印紙による支払に加えて、インターネットによるクレジット支払を可能とした上で、例えば電子的な支払証明書の送付などにより支払証明をすることとすれば、それをもって受験願書と併せて願書受け付けをすることができるものとする。なお、要望しているのは、支払者に代わってクレジットカード会社が口座振替の手続きを行い国庫に料金を振り込み、その後クレジット会社が支払者から適宜後払いを受ける仕組みであり、国庫には願書受付期限までに遅滞なく振り込みがなされる。</p>	受験手数料については、受験申込期間内に国庫に納付される必要があります。	c	-	<p>は、税理士法第9条の規定により実費を勘案して定める旨規定しており、税理士試験の受験申込みは9日間(土、日の2日間を除く。)の受験申込期限内に、受験願書等に受験手数料相当額の印紙を貼り付けて申し込むこととなっております。</p> <p>当方においては、受験申込みを受け付ける際に、受験願書等に貼り付けられた印紙により受験手数料の納付を同時に確認しており、印紙貼付による受験手数料の納付については、事務効率の面からみると有効な方法と考えております。</p> <p>受験申込みを受け付ける際に、受験手数料の納付の確認ができなければ、申込者の管理や納付実績の確認等のための事務量が増加することとなります。仮に受験願書に支払証明書が添付されていたとしても、国庫への納付が行われているか確認する必要があり、この確認のための事務量が増加することとなります。</p> <p>クレジットカード決済を認めた場合、これに伴う事務量増加に対する人件費等の費用については、税理士法第9条の規定により、すべて受験手数料に反映させなければなりません。</p> <p>また、カード利用手数料やカード読み取り機などの設置費用についても受験手数料に反映させなければならず、結果として受験者の負担が増加することとなります。</p> <p>このため、クレジットカードによる立替え払いについては適当ではないものと考えます。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700035	財務省	国税のクレジットカードによる立替え払い納付	5114	51140001	11	日本クレジットカード協会	1	国庫金(国税)のクレジットカードによる立替え払い納付	<p>国税の納付について、国民(納税者)がクレジットカードによる立替え払い納付(インターネットによるクレジットカード決済を含む。以下同じ。)を希望する場合、これを可能とすることとしていただきたい。(もし現在可能であるならば、その旨を明らかにしていただきたい。可能でない場合、これを可能とするように改めていただきたい)。国税通則法においては、第41条で第三者による国税納付が認められており、クレジットカード会社による立替え払い納付を一般的に許容することは十分合理的なものだと考えます。【添付資料 参照】また、個別税法においては、例えば自動車重量税法第10条2(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)の財務省令に定める方法として、電子納付が認可されており、現在はインターネットを利用した口座振込のみが実施されているが、クレジットカードによる納付も認めることとしていただきたい。その他所得税・法人税・関税などの個別税法においても、同様に個別の方法を定める場面で、クレジットカードによる納付を(認められない場合には)認めることとしていただきたい。</p>	<p>基本的には、国税全般につきクレジットカードによる立替え払い納付の実現を希望するものです。中でもとりわけ強く希望するのは、消費者に密着した自動車重量税等のクレジットカードによる立替え払い納付を含めて納付手続のワンストップサービスのビジネスモデルを構築することを目指すものです。平成17年度からマルチペイメントネットワークを活用したインターネットでの口座振込が開始されていますが、今回のビジネスモデルにおいては、この仕組みも活用したいと考えます。</p>	<p>クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることで、国民としては選択肢が広がり、電子的な納付により利便性が向上し、ポイントサービスやクーポン等カードに付随するサービスを受容することができ、事業者としては新たな市場機会の拡大となりビジネスチャンスを得ることができ、行政としては現金処理のリスクや事務コスト削減、収納督促業務等の事務経費削減等にもつながり、社会的意義が極めて大きいと考えます。クレジットカードによる立替え払い納付を可能とすることにより、クレジットカード固有の機能である分割払いやボーナス払い等も可能となれば、国民の利便性向上とともに納付率向上にも寄与すると考えます。なお、クレジットカード会社は、まず国庫に対して極力速やかに納付金額を払い込み、その後、納税者(立替え払い依頼者)から後払い(必要に応じ、長期分割払いやボーナス一括払いなどにより決済)を受けるため、国の国庫収納事務には支障を来しません。現在民間市場におけるインターネット決済の方法としては、クレジットカードによる決済(カード番号などをコンピューター端末から入力して電子的に処理する方法)が最も利用されており、インターネットを活用したクレジットカードによる国税の立替え払い納付に対する国民的ニーズは非常に高いと考えます。【添付資料 参照】ワンストップサービスについては、国税や国への各種料金支払い(別途要望中)以外に、地方税や地方自治体への各種料金支払いも同時に納付できることが求められるが、地方税については平成16年度構造改革特区第5次提案に対する総務省回答により地方税のクレジットカード立替え払い納付が法的に可能とされ、また地方自治体への各種料金支払いについては研究会を開催するなどして早急に検討を開始する旨の回答がなされています。ここでは、地方税と同様、国税についてもクレジットカードによる立替え払い納付をできることとし、ワンストップサービスへの条件を整えていきたい。従来はクレジットカード会社毎に国庫金の納付を検討していたが、今回業界団体として要望することで複数のクレジットカードでの立替え払い納付を可能とし、国民に向けて広く選択肢も用意し公平性を期すものです。海外においては公金のクレジット納付が既に一般化してきており、わが国においてもぜひ導入をご検討いただきたい。【添付資料】</p>	<p>国庫金のクレジットカード決済実現に向けた見解、公金決済市場でのカード決済重要度Web調査結果概要、海外での公金クレジット決済実施状況</p>
z0700036	財務省	税理士試験の受験料の支払(納付)代行業務	5095	50950009	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	9	税理士試験の受験料の支払(納付)代行業務	<p>税理士法施行規則第4条(受験手数料等)「法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料は、それぞれ第二条第一項の税理士試験受験願書又は同条第三項の研究認定申請書若しくは前条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印紙をはつて納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。</p>	<p>クレジットカード決済による立替え払い</p>	<p>現在、税理士試験の受験手数料は印紙で払うが、受験者の利便性を考慮しクレジットカードによる立替え払いを行いたい。したがって税理士法施行規則第4条(受験手数料等)「法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料は、それぞれ第二条第一項の税理士試験受験願書又は同条第三項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印紙をはつて納付しなければならない。」の部分を規制緩和していただきたい。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700037	財務省、総務省	国・地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	国有財産法第18条及び第28条の2	行政財産は、信託することができない。 普通財産は、国以外の者を信託の受益者とする場合を除き、信託することができる。	d	-	行政財産は、行政目的に供するために国自ら所有している国有財産であることから、所有権の移転が必要となる信託を行うことはできないが、これを用途廃止のうえ普通財産とすることによって信託を行うことは、現行制度上可能である。 また、普通財産である信託の受益権は、適正な対価での売却が可能であることから、当該受益権を売却することによって、これを買受けた国以外の者を信託の受益者とするは現行制度上可能である。					
z0700038	総務省、財務省、文部科学省	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		要望者からの再意見によれば、本要望は、株式会社に特典を付与すべきという税の特例措置を求めるものではなく、現在不利益に扱われている株式会社によって設立運営されている大学を学校法人によって設立運営されている大学と、平等に扱うべきというものです。学校法人大学と株式会社大学を同じ土俵で競争させ、イコールフットイング実現の一環として、今回は特に税法関連分野についての不平等項目を取り上げ、暫定的な措置を講じることを求めるものです。同じ競争条件を整えてこそ、初めて、大学教育における民間開放については、民間の教育ノウハウによる大学教育改革・職業教育改革を、真に実現することができると考えます。再度ご検討をお願いします。	f	-	当省としては、要望にある「学校法人大学」と「株式会社大学」との間の競争条件や大学教育改革の問題は学校教育行政上の取扱い等に起因する問題であり、所管省庁において主体的に対応すべき事柄であると考えます。 また、本件要望は、大学という事業を行っている株式会社に対して何らかの税制上の措置を求めるという意味において、「一部の株式会社に特典を付与する税の特例措置」を求めることに他ならず、全国規模の規制改革・民間開放に係る検討要請事項の対象外である。なお、「学校法人等」に対する法人税法の取扱いを整理すれば以下のとおりである。 わが国の法人税法においては、事業目的の公益性、利益の分配や残余財産の帰属に関する制限等の観点から一定の公益性が認められる法人を「公益法人等」として区分している。「学校法人」はそのひとつの類型として位置付けられている。他方、株式会社や有限会社は、出資者に利益を分配できる営利法人であることにかんがみ、「公益法人等」とは異なる「普通法人」として取り扱うこととされている。 わが国の法人税は、このような法人の組織形態等に対応した課税を行うことを基本としており、その旨、国会において承認された法人税法において明確化されている。また、このような枠組みの法人税法を前提として、広く経済・事業活動が行われているところである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700037	財務省、総務省	国・地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	5096	50960001	11	社団法人信託協会	1	国・地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権に分類される。また、地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類される。しかし、ともに、普通財産である土地（及びその定着物）以外を信託することは認められていない。 ・ また、普通財産である土地（及びその定着物）の信託についても、国・地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体の場合は公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 ・ そこで、国・地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産である土地（及びその定着物）以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に（普通財産である土地（及びその定着物）の信託も含めて）流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体いずれにおいても、早期の財政健全化の必要性が叫ばれている現在において、保有する財産の売却を中心に財政の健全化に向けた取組みがなされているところ、その財産によっては、購入に多額の資金を必要とするために、売却先が現れない場合も想定される。斯かる場合において、その保有する財産を流動化、証券化のために信託することにより、当該信託により生じる受益権を小口化し、多数の投資家に売却することで資金調達が可能となり、早期の財政健全化が図られることとなる。 ・ また、地方公共団体において、資金調達手段の多様化が図られることは、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。なお、一部の地方公共団体においては、保有する金銭債権をローン・パーティシペーション方式で流動化した実例が存在する。 	
z0700038	総務省、財務省、文部科学省	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	5113	51130004	11	(株)LEC東京リーガルマインド	4	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	株式会社大学にも学校法人と同様の私学助成と優遇税制を適用するべく、構造改革特別区域法第12条を改正すること	株式会社大学と学校法人大学の競争条件同一化による学校教育の活性化	<p>現在株式会社大学は、「株式会社」であるがゆえの義務の上に「大学」であるがゆえの過大な義務が課せられ、かつ、「大学」であるがゆえに「株式会社」としての権利・自由を制限され、かといって「大学」であるが故の権利と自由を殆ど享受できず、教育理念の実現を大きく阻害されているのが現状です。最終的には学校法人大学がその質的向上を目指すためには、株式会社と同様、自由競争原理の下に置かれなければならない。しかし、その実現にはかなりの時間がかかることが予想されます。とするならば、現段階で、可及的に学校法人大学と株式会社立大学とを同じ土俵で競争させるよう、暫定的な措置を講じる必要があると考えます。</p>	添付資料あり(特区法12条改正提言書、特区法12条改正案、税制比較表)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700039	財務省	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽チップ、粉末、抽出液使用の許可			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		本要望は税制上の優遇措置を求めるものではなく、要望主体より以下の意見が寄せられていることを踏まえて再度検討の上、改めて見解を示されたい。 「制度上、実際のワインの樽熟成に使う樽材のチップ、パウダー、その抽出物等の使用を果実酒類果実酒の製造免許範囲で認めて欲しいということです。それを使用する効果は果実酒類果実酒で認められている樽熟成の樽にワインを入れ熟成させることとほぼ同等の効果を有するし、しかも樽材という自然物を使用するものであり、なんら毒性が云々と言うものでもないのです。米国でもこの類に属するものは認められています」			提案は、酒類製造者がワイン(果実酒)に他物を混和した場合、リキュール類とはせずにワインのままとなるよう、定義を見直してほしいというもの。酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒類の定義は課税対象の定義そのものであり、その見直しは税負担水準の変更を伴うものであることから、規制には当たらないものである。 なお、リキュール類の税率は、アルコール分12度で119,088円/kIであるのに対し、果実酒の税率は70,472円/kIとなっていることから、要望を認めると当該商品について減税となる。
z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700039	財務省	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽トップ、粉末、抽出液使用の許可	5115	51150001	11	日本コウジ協会の協議会連合会 有限会社シャトーティエス	1	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽トップ、粉末、抽出液使用の許可	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽トップ、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用するのと類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざリキュール製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さが、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽トップ、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用するのと類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざリキュール製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さが、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	日本では酒税法により当該行為が実施されるとリキュールの定義に該当することになる。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	当該許可対象はワイン製造許可者(約300)
z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5117	51170008	11	東京都	8	中小企業の事業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入	中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減措置を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置 及び評価方法の見直し			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。					
z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置 及び評価方法の見直し			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5117	51170009	11	東京都	9	中小企業の事業用資産相続時の土地の減額評価の実施	中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	
z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5117	51170010	11	東京都	10	中小企業の事業用資産相続時の自社株評価方法の見直し	同族会社の株式評価における類似業種批准価格の減額率を引き上げること。 全ての会社に類似業種批准方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700041	法務省、財務 省	企業再編の促進に資する施策 の容認			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。					
z0700042	財務省(A～ D)、総務省 (E)	連結決算制度の改善			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700041	法務省、財務省	企業再編の促進に資する施策の容認	5120	51200002	11	欧州委員会（EU）	2	企業再編の促進に資する施策の容認	2. EUは、日本政府に対して、企業再編の促進およびすべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じた外国企業による合併・買収を認めるよう要請する。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 1.1企業構造改革と関連税制措置による。
z0700042	財務省（A～D）、総務省（E）	連結決算制度の改善	5120	51200004	11	欧州委員会（EU）	4	連結決算制度の改善	4. EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結納税制度を効果的に活用できるよう、以下の措置を取ることを要請する。 a. 100%出資子会社のみが連結納税の対象となるという要件を50%にまで引き下げる。 b. 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないとする制度を廃止すること。 c. 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 d. 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 e. 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 1.1企業構造改革と関連税制措置による。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700043	総務省、財務 省	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成14年6月28日課審1-14外8課、最終改正平成16年2月17日課審1-2外8課)、同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成16年2月17日課審1-3外8課)	回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある。また、回答内容は国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない。	c	-	文書回答は、申告期限前の照会に対して照会に示された事実関係を前提として、その時点での見解を示すものであるから、法的拘束力を持たせるにはなじまない。					
z0700058	財務省	文書回答手続の見直し(標準的慣行としての一般への提供)	事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成14年6月28日課審1-14外8課、最終改正平成16年2月17日課審1-2外8課)、同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成16年2月17日課審1-3外8課)	改正された文書回答手続は、円滑に実施されており、現に、従来対象とならなかったが、今回の改正で新たに対象とされることとなったものに対しても文書回答を行う例も増えてきている。また、文書回答を行ったものについては、ホームページに公開している。	d	-	文書回答を行った場合には、すべてホームページ等において公表することとしているため、既に一般的に提供済みである。	国税庁の文書回答手続はノーアクションレター制度ではないので、ノーアクションレター制度について回答することはできない。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700043	総務省、財務省	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	5120	51200006	11	欧州委員会 (EU)	6	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	2. 「ノーアクションレター」(NAL)制度(そして同様に国税庁の「回答文書」制度)に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。 要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。 「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.2透明性と予測可能性 による。	
z0700058	財務省	文書回答手続の見直し(標準的慣行としての一般への提供)	5120	51200007	11	欧州委員会 (EU)	7	文書回答手続の見直し(標準的慣行としての一般への提供)	3. 特に、国税庁の文書回答手続について、EUは2004年3月の改正がどのように実施されているか、また標準的な慣行として、説明が匿名の書式で一般的に入手可能となるかどうか、情報提供を求める。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.2透明性と予測可能性 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700044	財務省	年金制度の見直し			f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。					
z0700045	国土交通省、総務省、財務省、国土交通省、総務省、財務省、e環境省、f外務省	政府調達透明化の推進		<p>予決令第72条において各省各庁の長は一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができることとされており、公共工事以外のすべての国の調達においては全省庁統一資格となっている。</p> <p>予算決算及び会計令第80条2項は予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。</p> <p>また、一定基準を下回る低い価格での入札については、会計法29条の6に基づき、当該入札価格により契約内容の適正な履行が可能か確認するための低入札価格調査が行われる。</p>	d	-	<p>国の競争参加資格については、予算決算及び会計令第72条により、各省各庁の長が定めるものとされているが、公共工事の資格審査については、競争参加資格は関係各省庁において現時点では統一されていないが、公共工事以外のすべての国の調達の資格審査については、平成13年1月以降競争参加資格を全省庁で統一し、いずれか一省庁に申請すれば、全省庁で有効な資格を得ることができる。</p> <p>EUの予定価格に係る要望は、新技術の採用との関係で述べられたものと承知しているが、予算決算及び会計令においても、予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易等を考慮して予定価格を適正に定めなければならないとしているだけであり、予定価格に新技術を反映することは可能である。また、ある供給者が予定価格に比して相当低い価格での入札を行った場合にも、会計法においては自動的に排除されることはない。一定基準を下回る低い価格での入札については、当該入札価格により契約内容の適正な履行が可能か確認するための低入札価格調査が行われるが、調査の結果、適正な履行が可能であると判断されれば、契約が締結されることとなる。</p>	<p>本年11月に日本とEUの政府間の「日EU規制改革対話」の場において、情報交換を行ったところである。</p>				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700044	財務省	年金制度の見直し	5120	51200008	31	欧州委員会（EU）	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。 外国を拠点とする年金制度への保険料を、日本の年金制度に支払われた保険料と同等に、税金控除の対象とすること。			「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源 による。
z0700045	国土交通省、 総務省、 財務省、 国土交通省、 総務省、 財務省、 e環境省、 f外務省	政府調達 の透明化の推進	5120	51200010	11	欧州委員会（EU）	10	政府調達 の透明化の推進	国土交通省の認定制度に加えて、EUは経 済の評価の一環としてまた資格審査段階に おいて、発注機関が外国における経験を直 接認定できるようにすることを提案する。 国内・国外の経験を一切区別せず、平等に 考慮すべきである。 経営事項審査制度において、主要な財務 および技術に関する能力について、下限指 標の導入をEUは提案する。EUは、企業が入 札に先んじて経営事項審査を受ける義務を 撤廃し、発注機関自体が各々の調達手続に おいて、企業能力の評価を行うことを提案 する。 EUは、登録義務を撤廃するか、MLITにお ける統一登録に代替し、それを日本全国の 発注機関において有効とすることを提案す る。 EUは、現行の予定価格制度を廃止する か、EUで適用しているものと同様の制度、 すなわち各契約のために指定された予算の 提示、に切り替えることを提案する。いず れにせよ、異常に低い価格の応札を自動的 に拒絶すべきではない。その代わりに、入 札者にそのような低価格で応札した理由と 正当性を説明する機会を与えるべきであ る。	(具体的要望内容より続き) e. EUは、技術仕様 の設計あるいは記述 的特性に合致してい ないが、その要件に 明らかに適合してい る、発注の目的とニ ーズを満たしている ような「同等性のある」 手法に基づく応札に ついては、発注機関 がそれを考慮するこ とを提案する。 EUは、日本に對し て、硬直的な技術仕 様の代替案として、 革新的な技術手法を 考慮することを奨励 する。 この観点において、 EUは日本が環境物品 の調達に係る技術的 要件を見直し、「同等 性のある」生産手法 を受け入れることを 要請する。 f. EUは、日本では 事業所を設立してい ないが、公共調達へ の参加を希望してい るような企業のため に、政府調達セミナー の際に全省庁から配 布および説明が行わ れるその年度に予定 されている調達の全 リストを、外務省・ 総務省のホームページ に掲載することを提 案する。 また、このセミナー の対象範囲を拡大し 、当該年度内に実施 されるすべてのイン フラ事業を対象とす るよう提案する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.1政府調達 による。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700046	財務省	「酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」における「緊急調整地域」の廃止	酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法第3条	<p>税務署長は、地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰である場合等の要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができ、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の付与等を行ってはならないこととされている。</p> <p>なお、緊急調整地域の指定の有効期間は、一年とされている。</p>	b		<p>緊急調整地域の指定の根拠法である「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」は、議員立法にて提案され、全会一致にて国会で可決されたものであり、同法が延長されるか否かについては、政府は、責任ある回答をできる立場にない。</p>					
z0700047	財務省	大規模店舗酒類販売免許取得後の新たな酒類販売免許申請に係る規制の見直し	<p>酒税法第10条第11号、第11条</p> <p>酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条1項関係</p>	<p>地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500mlの容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定しているほか、販売方法は店頭小売販売に限ることとしている。</p>	b		<p>大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。</p>		<p>・ 回答では、大型店舗酒類小売業免許については、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得る」とのことだが、</p> <p>要望内容は、大規模店舗免許の失効を待たずして、企業による新しい免許制度に基づく酒類販売免許の申請を可能とすることを求めているものであり、この点について更に検討され、示されたい。</p> <p>上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。</p>	b	<p>大型小売店舗における酒類小売業免許は、大型店舗酒類小売業免許に該当し、免許取得3年後に失効するものではない。要望にある「企業による新しい免許制度」については、その内容の詳細が不明である。</p> <p>実施時期については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ見直しを検討し、平成17年度末までに検討・結論を得ることとしている。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700046	財務省	「酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」における「緊急調整地域」の廃止	5120	51200048	11	欧州委員会（EU）	48	「酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」における「緊急調整地域」の廃止	a. 「緊急調整地域」を廃止し、2005年8月の失効日後は更新しないこと。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 3.2.2流通 / 酒類販売免許 による。	
z0700047	財務省	大規模店舗酒類販売免許取得後の新たな酒類販売免許申請に係る規制の見直し	5120	51200049	11	欧州委員会（EU）	49	大規模店舗酒類販売免許取得後の新たな酒類販売免許申請に係る規制の見直し	b. 大規模店舗免許の失効を待たずして、企業による新しい免許制度に基づく酒類販売免許の申請を可能とすること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」（2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部） 3.2.2流通 / 酒類販売免許 による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700048	財務省	酒類卸売販売免許に係る規制の見直し	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係	酒税の保全上、一定の地域における販売場数と酒類の消費数量のそれぞれの地域的酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、酒類の販売業免許を与えることが適当でないことと認められる場合には免許を与えないこととしている。	b		酒類卸売業免許を含む酒類販売業免許の制度のあり方については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直しするかどうかについて検討する。		回答では、「酒類卸売業免許を含む酒類販売業免許の制度のあり方については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直しするかどうかについて検討」とのことだが、本要望に関する具体的な検討内容、及び実施時期について、更に検討の上、示されたい。	b		酒類卸売業免許に係る需給調整規制の今後のあり方については、酒類の販売状況等を見極め、慎重な検討を進めていく必要があることから、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直しするかどうかについて検討することとしている。したがって、具体的な実施時期等については、現時点では未定である。
z0700049	財務省、農林水産省	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	関税暫定措置法第7条の5		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象とはなり得ない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0700048	財務省	酒類卸売販売免許に係る規制の見直し	5120	51200050	11	欧州委員会(EU)	50	酒類卸売販売免許に係る規制の見直し	c. 酒類小売免許の自由化を卸売りまで拡充すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.2.2流通/酒類販売免許による。	
z0700049	財務省、農林水産省	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	5121	51210002	11	オーストラリア	2	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	もし、BSEにより市場が混乱し、その後市場が回復するといった通常でない事情によって輸入がトリガーレベルを超過した場合、関税暫定措置法を改正し自動的なセーフガード発動条項を削除すべきである。これにより、日本の国会が裁量権を発揮し、そのような異常な状況においてセーフガード条項を発動するかどうかを決定できるようになる。	日本の国会は、毎年、様々な物品の関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を可決している。これに関連するのが、輸入が一定のセーフガード水準を越えると、関税が譲許税率に自動的に戻るといった条件である。輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントというレベルを超えると、日本は38.5パーセントの実行税率から50パーセントの譲許税率に引き上げる権利を有する。もしこのレベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き戻され(「スナッフバック」され)、その税率は日本の年度末である3月31日まで、あるいは次年度の第一四半期まで継続する。セーフガードは冷蔵・冷凍牛肉に対し別々に適用され、トリガー・レベルは四半期ごとの累計で計算される。即ち、当該年度の第一四半期と前年度の第一四半期の数字が比較され、当該年度の前半と前年度同期の数字が比較される。牛肉セーフガードの条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果に(付属書として)含まれた。この条項はすべての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。これは、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるという合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産産を輸入の急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の家畜牛にBSEが発見されたため、2002年に日本での牛肉消費が落ち込み、牛肉の輸入量が急激に減少した。2002年末から2003年初めにかけて、このような落ち込みから市場が回復し、牛肉の輸入も日本の消費者による需要の回復(特に冷蔵牛肉需要の回復)に呼応し、その結果輸入が117パーセントのトリガー・レベルを超えた。これにより、2003年8月1日に冷蔵牛肉に対してセーフガードが発動され、2004年3月31日までセーフガードが継続された。2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済局)が実施した調査によると、牛肉セーフガードの発動は日本経済に140億円あるいは1億1600万米ドルの純損失、消費者に対しては310億円あるいは2億5700万米ドルの純損失をもたらすという試算がされた。日本の業界は損失覚悟でマージンを大幅に減らしたため、この数字は日本のビジネスに及ぼされる影響を含んでいない。2003年末にはカナダと米国でBSEが発見され、それにより日本が両国からの牛肉輸入を停止したため、2004年を通して牛肉の対日輸入量が再び大幅に落ち込んだ。米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止されたため、2005年度のセーフガードのトリガー・レベルは例外的に低くなる(第一四半期のトリガー・レベルは冷蔵牛肉で61,467トン、冷凍牛肉で64,859トン)。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月以前に再開すると、2005年度に冷蔵・冷凍牛肉のセーフガードが発動されるかも知れない。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月に開始されると、2006年度の第一四半期に冷蔵・冷凍牛肉のセーフガードが発動される可能性が有る。オーストラリアの牛肉産産は、米国・カナダ産牛肉の輸入禁止により、日本の牛肉需要の増大に合わせて牛肉を供給できるよう努力してきた。オーストラリアは、日本政府による具体的な要求に十分応えるために、高級牛肉を日本の消費者に確実に供給できるように務めてきた。しかしながら、オーストラリア産牛肉(そしてその他の輸入牛肉)に対して自動的にセーフガードが発動されることが予測されており、結局このことは供給を混乱させ、消費者が支払う価格に影響を及ぼすことになる。そのような「異常な」状況のもと、セーフガードを発動するための法律の運用は、明らかに日本にとっても牛肉供給国にとっても利益にならない。セーフガード条項は輸入の急増から守るためのもので、米国・カナダ産牛肉の輸入再開による輸入急増は、市場が混乱した	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700050	総務省、財務 省、経済産業 省	情報システムの調達改革促進		「情報システムに係る政府調達 制度の見直しについて」(平成1 4年3月情報システムに係る政 府調達府省連絡会議了承、14 年4月、15年3月、16年3月改 定)に列挙されている措置を各 府省は可能な案件から逐次実 施することとしている。	d	-	「情報システムに係る政府調達 制度の見直しについて」は、既 にホームページ等を通じて公表 しており、いつでも意見を提出で きるようになっている。また、「規 制改革推進3年計画」の改定 等の際には、日本経団連等の 民間部門から、情報システムに 係る政府調達の改善の取組に ついて、定期的に進捗状況を把 握すべきなどの要望を受け、 フォローアップを実施している。 さらに、情報システムの調達を 含む政府調達に関する自主的 措置の実施状況については、 「アクション・プログラム実行推進 委員会」の下の「政府調達の自 主的措置に係る自主的レビュー 会合」において定期的に内外の 供給者から要望を聴取してい る。					
z0700051	総務省、財務 省、経済産業 省	情報システムの調達改革促進		「情報システムに係る政府調達 制度の見直しについて」(平成1 4年3月情報システムに係る政 府調達府省連絡会議了承、14 年4月、15年3月、16年3月改 定)に列挙されている措置を各 府省は可能な案件から逐次実 施することとしている。	d	-	情報システムの政府調達につい ては、極端な安値落札の防止等 の観点から、自主的な取組とし て、入札の評価における将来の 運用コストの反映、著しい安値 入札があった場合の調査の徹 底等の方策を講じていくとしてい る。こうした取組みを通じて、透 明で公平な情報システムの調達 に努めている。本取組みは、「情 報システムに係る政府調達制度 の見直しについて」に基づき、2 002年3月以降、可能な案件か ら逐次実施されているもので あり、今後、各府省における取 組みが一層推進されることが期 待されるが、情報システムに係 る政府調達府省連絡会議事務局 (総務省、経済産業省、財務省) において本取組みのフォロー アップ調査を毎年度実施して おり、今後とも継続的に実施して いきたいと考えている。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700050	総務省、財務 省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	11	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各省庁が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 了解覚書に沿って実施されている情報システム調達手続の改善方法に関して、2004年度内にパブリックコメントを通じて民間の意見を聴取する。知的財産権の所有権や損失に対する責任の明確化といった検討中の事項もこのパブリックコメントの対象とする。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
z0700051	総務省、財務 省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	21	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各省庁が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 極端に低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700052	総務省、財務 省、経済産業 省	情報システムの調達改革促進		情報システムに係る政府調達事 例データベースは、平成16年4 月から運用している。	d	-	「情報システムに係る政府調達事例 データベース」は、本年4月から運用を 開始しており、各府省における調達案 件のデータを同データベースに順次蓄 積しつつ、蓄積された調達案件に係る 落札者情報等をインターネット上で公表 している。 1)一般入札と随意契約の比率 公共事業を除く物品・サービスにおけ る、物品・サービス別、契約形態別調達 割合については、次のとおりである。こ の情報については、総理官邸のホーム ページ等を通じて公表している。 (別紙の「物品・サービス別、契約形態 別調達割合について」を参照) 2)ライフサイクル・コストや総合評価落 札方式(OGVM)といった新しい評価方 法の採用について 「情報システムに係る政府調達制度の 見直しについて」の「フォローアップ調査 結果(平成14年度における実施状況)」 によると、単年度契約におけるライフサ イクルコストベースでの価格評価を実施 した実績は無かったが、評価の実施手 法の具体例について、昨年度末に府省 間で情報共有した状況であり、今後、当 該評価の実施が期待される。また、加 算方式によるOGVMについては、9府省 40案件で実施されている。 3)複数年度契約といった新しい契約方法 の採用について 「情報システムに係る政府調達制度の 見直しについて」の「フォローアップ調査 結果(平成14年度における実施状況)」 によると、国庫債務負担行為を活用した 複数年度契約は、1府省41案件で実施 されている。					
z0700053	財務省	小額商品の課税計算に関してC IF価格(運賃保険料込み価格) からFOB価格(本船積み込み渡 し価格)への移行	WTO関税評価 協定 関税定率法	関税定率法第4条第1項におい て、輸入貨物の課税価格は、現 実支払価格に加算要素(運賃・ 保険料等)の額を加えた価格(C IF方式)とすることとしている。 また、同法第14条第1項第18 号において、課税価格の合計額 が1万円以下の物品は関税を免 除することとしている。	f	-	課税標準を減ずることで減税 を要望するものであり、税制改 正要望となっており、規制緩和 にあたらぬ。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700052	総務省、財務 省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	31	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各省庁が採択した了解覚書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 2004年4月に構築された情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充に向け、各省庁は情報システムの調達に係る落札の具体的事例情報を提供する。米国政府は、日本政府がこれらの情報を分析し、情報システム調達の全体的傾向を示す統計を公表することを推奨する。それには、以下の事項を含む。1) 一般入札と随意契約の比率。2) ライフサイクル・コストやOGVMといった新しい評価方法の採用。3) 複数年契約といった新しい契約方法の採用。		日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
z0700053	財務省	小額商品の課税計算に関してCIF価格(運賃保険料込み価格)からFOB価格(本船積み込み渡し価格)への移行	5122	51220170	11	米国	170	小額商品の課税計算に関してCIF価格(運賃保険料込み価格)からFOB価格(本船積み込み渡し価格)への移行	日本が国際配送商品の課税計算にCIF価格を使用していることにより、配送商品に保険料と運賃が足されている。これにより、免税輸入限度額である1万円を超える配送商品の数が増加する。FOB価格方式は小額商品の課税額を決定する最も公正な評価方法であり、その採用は税関および税関職員の仕事量を軽減し、日本への輸入コストを低減する。米国政府は日本国政府に対し、通関の際に小額商品の課税計算にFOB価格方式を採用するよう要望する。		日本が国際配送商品の課税計算にCIF価格を使用していることにより、配送商品に保険料と運賃が足されている。これにより、免税輸入限度額である1万円を超える配送商品の数が増加する。FOB価格方式は小額商品の課税額を決定する最も公正な評価方法であり、その採用は税関および税関職員の仕事量を軽減し、日本への輸入コストを低減する。米国政府は日本国政府に対し、通関の際に小額商品の課税計算にFOB価格方式を採用するよう要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700054	財務省	免税輸入限度額	関税率法第14条第18号	課税価格の合計額が1万円以下の物品(国内産業への影響等を勘案して政令で定めるものを除く。)については、関税を免除する。	f	-	税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない					
z0700055	財務省	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	関税法第98条100条 税関手数料令第6条 構造改革特別区域法第25条 構造改革特別区域法施行令第6条	税関の執務時間外に輸出入申告等の税関の臨時的執務を求め、税関長の承認を受け、所定の臨時開庁手数料を納付しなければならない。また、平成16年年4月から構造改革特別区域において、臨時開庁手数料の額を2分の1に軽減しているところである。	c	-	臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入通関手続等を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 他方、米国においては、受益者負担の原則を我が国以上に重視し、執務時間内外を問わず、手数料を徴収していると承知している。受益者負担の原則の重要性の認識は、両国に共通するものと考えられる。 また、臨時開庁手数料については、平成16年度の手数料改定において、受益者負担の原則の下で国際物流の変化も踏まえつつ業務の効率化を図り、従来の7,800円から4,100円に引き下げられており、特に構造改革特別区域においては2,050円まで引き下げられている。	時間外手数料の引き下げに関するご尽力については高く評価するところであるが、更なる低減の可能性について検討された上で、見直しの可否について改めて示されたい。	c	-	臨時開庁手数料については、受益者負担の原則の下で国際物流の変化も踏まえつつ、その額の引下げを行ったところであるが、受益者負担の原則の重要性の認識は、以前申し上げたとおり、日米両国に共通するものと考えられる。 当該手数料は国際物流の変化の観点のみではなく、受益者負担の原則など納税者の観点も重要であり、双方の観点から、臨時開庁手数料の現行の水準は、最も適切なものとなっていると考えている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700054	財務省	免税輸入限度額	5122	51220171	11	米国	171	免税輸入限度額	米国政府は日本国政府に対し、関税率法による免税輸入限度額を1万円から3万円へ引き上げを要望する。この変更により、税関およびエクスプレス会社双方の作業が軽減され、通関手続きが合理化される。		米国政府は日本国政府に対し、関税率法による免税輸入限度額を1万円から3万円へ引き上げを要望する。この変更により、税関およびエクスプレス会社双方の作業が軽減され、通関手続きが合理化される。	
z0700055	財務省	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	5122	51220172	11	米国	172	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	2003年4月から開始された国際物流特区における通関にかかる手数料の削減により、日本の国際港の競争力は強化された。また引き続き、2004年4月より全国的に手数料を50%削減するという日本国政府の決定を米国政府は高く評価する。米国は日本に対し、成長へ向け、通関手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。		2003年4月から開始された国際物流特区における通関にかかる手数料の削減により、日本の国際港の競争力は強化された。また引き続き、2004年4月より全国的に手数料を50%削減するという日本国政府の決定を米国政府は高く評価する。米国は日本に対し、成長へ向け、通関手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0700056	財務省	通関情報処理システム (NACCS)	-	通関情報処理システム(NACCS)の利用料金の設定については、「独立行政法人通関情報処理センター中期目標」(平成15年9月財務大臣指示)において、「センターの財務状況を勘案しつつ、利用者等の意見を聴取した上で、適切な料金設定を行うものとする。」旨を、財務大臣から独立行政法人通関情報処理センターに対して指示している。これを受けて、同センターは、「独立行政法人通関情報処理センター中期計画」(平成15年9月財務大臣認可)において、「システムの利用料金の設定について利用者及び有識者の意見を聴取するとともに、ホームページを通じて広く意見を募集した上で、適切な利用料金の設定を行います。」旨を定めている。	d	-	「独立行政法人通関情報処理センター中期目標」(平成15年10月財務大臣指示)において、「センターの財務状況を勘案しつつ、利用者等の意見を聴取した上で、適切な料金設定を行うものとする。」旨を、財務大臣から独立行政法人通関情報処理センターに対して指示している。これを受けて、同センターは、「独立行政法人通関情報処理センター中期計画」(平成15年10月財務大臣認可)において、「システムの利用料金の設定について利用者及び有識者の意見を聴取するとともに、ホームページを通じて広く意見を募集した上で、適切な利用料金の設定を行います。」旨を定めている。	-				
z0700057	財務省、総務省	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外に取り扱わせることは、適切ではない。		クレジットカードによる公金納入を可能とすることは債務者(納入者)の利便に資するものであり、改めて実施に向けた具体的な対応策及び実施時期を検討され、示されたい。 なお、納入者がクレジット会社を通じて日本銀行(代理店又は歳入代理店)への口座振替により納入期限までに一括して納入を行う(この場合、納入者が支払いを遅延する等のリスクは、納入者から分割払い等の後払いで返済を受ける形でクレジット会社が負担する。)仕組みを採用すれば、日本銀行に対する払込みという点において現行と変わらないと考えられる。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員並びに日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外に取り扱わせることは、適切ではないと考えているところ。これに加え、公金の徴収方法の多様化を検討する場合、歳入金を徴収する法令を所管する各府省庁において、当該法令における歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等をどのように整理するか等の課題があると思われるため、当該各府省庁において、公金の徴収方法を多様化させる必要性やそれに伴う課題等をどのように整理するかについて、十分検討していただく必要がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0700056	財務省	通関情報処理システム(NACCS)	5122	51220173	11	米国	173	通関情報処理システム(NACCS)	米国政府は通関情報処理センターが利用者にとってより良い料金体系を設定した過去1年の努力を歓迎するとともに、NACCS料金体系の将来のいかなる更改に関しても、通関情報処理センターが利用者のコメントを考慮に入れることを確実にすることを求める。		米国政府は通関情報処理センターが利用者にとってより良い料金体系を設定した過去1年の努力を歓迎するとともに、NACCS料金体系の将来のいかなる更改に関しても、通関情報処理センターが利用者のコメントを考慮に入れることを確実にすることを求める。	
z0700057	財務省、総務省	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	5122	51220174	11	米国	174	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	ビジネスによるクレジット/デビットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。		世界的に見て、クレジットカード、デビットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。米国、欧州、カナダにおいて全店舗の90%はクレジットカードあるいはデビットカードを取り扱い、全購入の3分の1以上がこれらのカードでなされる。日本では昔からの店舗やATMでのカードの受け入れが低い率であることは、日本に居住する人々にとって不都合であり、また海外から日本を訪問する人たちの共通の不満である。米国は約100の日本の公立病院がクレジットカードおよびデビットカードの支払いを受け付けている、あるいはその準備中であると聞いている。E-Japan戦略IIイニシアティブおよび小泉首相の海外から日本への旅行者を2010年までに倍増するという精神に鑑み、米国政府は日本国政府に対して以下を要望する。	